

III 章ごとの自己評価

第1章 基準1：設立の理念と目的

1 基準ごとの分析

基準 ○当該教職大学院の理念・目的が法令（大学院設置基準第1条の2，等）に基づいて明確に定められ、人材養成の目的及び修得すべき知識・能力が明確になっていること。

【基準に係る状況】

本学大学院の目的は、学則第57条（貼付資料1-1-①）で次のとおり定めている。

資料1-1-① 「国立大学法人鳴門教育大学学則（抜粋）」

第3章 大学院

第1節 目的

（目的）

第57条 本学大学院は、広い視野に立って精深な学識を授け、学校教育に関する理論と応用及び教育実践の場における教育研究能力を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員の養成のための深い学識及び卓越した能力を培い、教育にたずさわる者の使命と熱意に応え、その研究研鑽を推進することを目的とする。

（出典 国立大学法人鳴門教育大学学則）参照 URL http://www.naruto-u.ac.jp/ki_soku/img/01gakusoku/101.pdf

専門職大学院について、学校教育法第99条第2項は、「大学院のうち、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とするものは、専門職大学院とする」と規定している。これらを照合すれば、学則第57条に定めた目的は学校教育法第99条第1項、第2項並びに大学院設置基準第1条の2及び専門職大学院設置基準第2条に規定された大学院の目的に合致している。

また、教職大学院の理念・目的は、「履修の手引（専門職学位課程）」（別添資料1-1-②）及び大学のウェブページ（創設の趣旨・目的）においても示している（貼付資料1-1-③）。

以上より、本学の教職大学院の理念・目的は、専門職大学院に関する諸法令の趣旨に合致し、人材養成の目的及びそれを達成するために必要な資質・能力が明確にされており、求められている基準を十分に満たしている。

資料1-1-③ 「創設の趣旨・目的」

創設の趣旨・目的

TOPO > 大学概要 > 創設の趣旨・目的

▼創設の趣旨・目的

教員には、教育者としての使命感と人間愛に支えられた豊かな教養、教育の理念と方法及び人間性に対する多面的な深い理解並びに教科・領域に関する専門的学力、優れた教育技術など、専門職としての高度の資質能力が強く求められている。

本学は、このような社会的要請に基づき、主として現職教員に高度の研究・研鑽の機会を確保する大学院と、初等教育教員及び中学校教員の養成を行う学部をもち、学校教育に関する理論的、実践的な教育研究を進める「教員のための大学」及び学校教育の推進に寄与する「開かれた大学」として昭和56年10月1日に創設された新しい構想の国立大学であり、以後社会の要請に応えるべく教育研究の充実に取り組んできた。

平成20年度から、今日の学校と教員を巡る状況を踏まえ、養成すべき教員像を明確にし、専門性と実践力を備えた力量のある教員を養成することとし、新たに専門職学位課程（高度学校教育実践専攻）を教職大学院として設置した。

大学院学校教育研究科「修士課程」において、教科・領域等における専門性を培い、優れた教育実践を展開できる能力を、「専門職学位課程」では、幅広い視点からの問題分析力・対応力・解決力を培い、学校や地域で指導力を発揮できる力量を、それぞれ有する初等中等教育教員を養成することを目的としている。

また、「学校教育学部」においては、幼児・児童・生徒の成長と発達に関する総合的な理解にたち全教科・領域にわたる優れた指導能力を備えた初等教育教員及び中学校教員を養成することを目的としている。

（出典 国立大学法人鳴門教育大学ウェブページ 大学概要）

参照 URL <http://www.naruto-u.ac.jp/kisoku/img/01gakusoku/101.pdf>

基準 ○研究科又は専攻ごとの教育研究上の理念・目的が学則等に定められ、専攻分野に関する高度な専門的知識及び能力を修得させるよう適切な配慮がなされていること。

【基準に係る状況】

教職大学院には、主として現職教員を対象とする「学校・学級経営コース」、「学校臨床実践コース」、「授業実践・カリキュラム開発コース」の3コースと、優れた新人教員を養成するための「教員養成特別コース」の計4コースを設置しており、教育研究上の理念・目的を次のように定めている（貼付資料1-2-①）。

資料1-2-① 「大学院学校教育研究科（専門職学位課程）の専攻・コースの目的」

3 大学院学校教育研究科（専門職学位課程）の専攻・コースの目的

大学院学校教育研究科（専門職学位課程）には、高度学校教育実践専攻及び次のコースが設置されています。

高度学校教育実践専攻では、幅広い視点からの問題分析力・対応力・解決力を有し、学校や地域で指導力を発揮できる教員及び実践的対応力に優れた新人教員を養成することを目的としています。

各コースの目的・特色及び入学定員等は、表のとおりです。 ()は入学定員

専攻	コース	目的・特色
高度 学校 教育 実践 専攻 (50)	学校・学級経営コース (10)	学校経営、教育行政、学校危機管理等に関する専門的・実践的な知識と技能を有し、学校組織の運営と改善、学校と家庭・地域との連携等を推進できる教員を養成します。 ○ 学校教育をめぐる様々な問題を、マイクロ(子ども集団)からマクロ(教育行政・政策)までの広い視点で把握できる力量形成を図ります。 ○ 学校経営・学級経営に関する院生の経験を説明できる理論的知識を習得するとともに、問題を分析し、解決するための方法論の習得をめざします。 ○ 講義だけの授業ではなく、具体的事例の分析を通じて、習得した理論の適用可能性等について検討するなど、実践志向の授業を行います。 ○ ティーム・ティーチング、小集団討論、グループワークなどの多様な授業方法により、学生が主体的に関与できるような授業展開を行います。 ○ 勤務校(院生の課題)について、実務家教員と研究者教員がペアとなり、院生を含めた三者で課題の分析、解決プログラムの検討と設計、プログラムの効果の検証などを行い、その経験を他の実践にも活かすことができる汎用性のある実習を行います。
	学校臨床実践コース (15)	児童生徒理解、対人関係、コミュニケーション等に関する専門的・実践的な知識と技能を有し、生徒指導・教育相談の分野において学校の指導体制の改善を含めて、学校及び地域の学校群のリーダーとして活躍できる教員を養成します。 ○ 生徒指導のリーダー教員としての力量形成を図るため、解決や支援の方向を見通すことができる見立て力や人的・物的環境調整ができるマネジメント力等、実践的応用力を要請するカリキュラム構成です。 ○ 生徒指導に関わる実践的応用力を養成するため、事例研究を柱にグループワークやロールプレイ、フィールドワークといった効果的、効率的に学習できる授業方法を取り入れています。 ○ 一つの授業科目を実務家教員と研究者教員によるティーム・ティーチングや全教員参加によって授業展開するといった教員と学生の協働授業形態をとっています。 ○ 学校現場でのニーズに対応した実習を念頭におき、実習先での事例検討会を柱に実習を展開させることにより、生徒指導の実践的応用力を養成します。
	授業実践・カリキュラム開発コース (15)	カリキュラム、授業構成・実践、学習評価等について専門的・実践的な知識と技能を有し、授業実践・カリキュラム開発のリーダーとして、授業研究、校内研修、教育委員会における研修等で指導的な役割を担える教員を養成します。 ○ 授業実践における学習者への深い理解とそれに基づく高度な指導技術の習得をめざした、授業の基礎理論からその実践的展開までを包括する科目群が用意されています。 ○ カリキュラムや教材の開発・評価に関する理論と技術を、学校の教育目標、児童生徒や地域の特性等に応じて活用できる実践力を養成します。 ○ 授業実践やカリキュラムに関する個人の力量形成だけでなく、それらに関わる学校全体での取り組みや研究の推進に向けて必要な、教員間の協働体制の構築、研修の企画・運営等に関する資質能力を育成します。 ○ 実習では、各実習校が抱える授業やカリキュラムに関する課題を反映したテーマを設定し、その課題解決に向けて、大学院生、各学校教員、大学教員が協働して取り組みます。 ○ ワークショップやシミュレーション、事例分析等を積極的に取り入れ、実践との結びつきを重視した授業を行います。
	教員養成特別コース (10)	多様な児童の実態を理解し、適切に対応しうる資質能力、授業を構想・展開・省察しうる資質能力、学級集団を適切に形成・運営する資質能力を備え、意欲的に教職に取り組むことができる新人教員を養成します。 ○ 実践的対応力を持つ教員として不可欠な児童理解力、授業構想・展開・評価力、学級経営力、協働力について、学校現場(連携協力校)の教員、大学教員が連携して指導します。 ○ 連携協力校に最長1年6ヵ月関わることにより、児童、学級経営に関して、連続的にとらえることができます。 ○ 実習科目と連動する演習科目が設定されており、実践での疑問について、丁寧な指導が受けられるとともに、実践の理論化をともに考えることができます。

(出典 平成20年度入学者用「履修の手引(専門職学位課程)」)

また、教職大学院の理念・目的は、既設の修士課程の理念・目的と明確に区別し、ウェブページに明記している（貼付資料1-1-③：3頁参照）。

教職大学院において養成する人材像については、「履修の手引（専門職学位課程）」において、次のように示している（貼付資料1-2-②）。

資料1-2-② 「養成する人材像」

「本専攻においては、一定の教職経験を有する現職教員を対象に「学校や地域において指導的役割を遂行できるスクールリーダー教員」及び学部段階で教員としての基礎的・基本的な資質能力を修得した者を対象に「幅広い実践的対応力・展開力に優れた新任教員」の養成を行う。

スクールリーダーに関しては、教員のキャリア形成を考慮して、以下の3タイプの教員養成を行う。

- ①学校経営において中核的な役割を担う教員の養成
- ②生徒指導・教育相談に関する専門的知識をもつリーダー教員の養成
- ③授業実践・カリキュラム開発に関する専門的知識をもつリーダー教員の養成

また、新任教員に関しては、多様な児童の実態を理解し、適切に対応できる資質能力、授業を構想・展開・省察しうる資質能力、学級集団を適切に形成・運営する資質能力を備え、意欲的に教職に取り組むことができる教員を養成する。」

（出典 平成20年度入学者用「履修の手引（専門職学位課程）」）

教職大学院の教育内容、指導体制の特色については、「履修の手引（専門職学位課程）」において、次のように示している（貼付資料1-2-③）。

資料1-2-③ 「教育内容、指導体制の特色」

- ①現職教員、学卒学生、それぞれのキャリアに応じたきめ細かい教育
- ②学校の教育活動や学校経営等の改善に連動した教育展開
- ③実務家教員と研究者教員による協働指導体制
- ④大学院学生の学修成果に関する総括的評価

（出典 平成20年度入学者用「履修の手引（専門職学位課程）」）

以上より、本学の教職大学院の教育研究上の理念・目的は、既設の修士課程の理念・目的と適切に区別し、それぞれの性格が明確になっており、専攻分野に関する高度な専門的知識及び能力を修得させるよう適切に配慮している。

基準 ○当該教職大学院の理念・目的が周知、公表されていること。

【基準に係る状況】

教職大学院の理念・目的については、ウェブページや「履修の手引」を通じて、全教職員・学生が常時、閲覧可能な状態にあり、さらに「鳴門教育大学概要」、「学生生活案内」、「鳴門教育大学教職大学院ガイドブック」、「学生募集要項」等の冊子を配付していることや、新入学生に対してはオリエンテーション等で説明を行っていることから、周知されている。

ウェブページにより、教職大学院の理念・目的を広く社会に公表するほか、大学院紹介ビデオの視聴も可能である（貼付資料1-3-①）。また、「鳴門教育大学概要」、「鳴門教育大学教職大学院ガイドブック」等の冊子を、教育委員会や幼稚園、小学校、中学校、高等学校、教育研修センター等の教育機関に送付・配付し、周知に努めている。さらに、大学が企画する「授業公開・授業検討会」や「大学院説明会」等においてもこれらの資料等を通して周知している。

教職大学院の教育目標の達成状況の検証は、授業評価、「授業公開・授業検討会」の実施等を通じて行っている。また、「カリ

キュラム開発チーム会議」を開催し、教育委員会や連携協力校関係者等からの意見を踏まえて、教育内容及び教育方法等の改善を図っている。

教職大学院の学生の学修成果に関する総括的評価について、「履修の手引」には次のように示しており（貼付資料1-3-②）、大学と教育委員会、連携協力校等とが連携し、学修成果のプレゼンテーションを通じて、達成状況を検証することとしている。

以上より、教職大学院の理念・目的は、学内外に周知しており、また、教育目標の達成状況については適切に検証することとしている。

資料1-3-① 「鳴門教育大学大学院紹介ビデオ」

鳴門教育大学大学院紹介ビデオ

本学では、大学院の教育課程等を次のようなビデオで紹介しています。ご覧になりたい部分をクリックしてください。

- 大学の概要(約4分)
 - テーマは「新たな出会いへの誘い」
 - 「現代の教育課題」、「創設の趣旨目的」、「教育の一番札所(本学のキャッチフレーズ)」を紹介しています。
- 特色ある分野・制度の紹介(約3分)
 - 次の4つの特色ある分野・制度を紹介しています。
 - 長期履修学生制度についてー大学院で学び教員免許状取得を希望される方へー
 - 特別支援教育専攻「特別支援教育コーディネーター養成分野」について
 - 言語系コース(国語)「日本語教育分野」について
 - 国際教育協力コース「シニア教育協力専門家養成分野」について
- 在学生・修了生のインタビュー(約3分)
 - 在学生・修了生(6人)のインタビューです。
- 教育施設の紹介(約3分)
 - 大学の特色ある教育施設を紹介しています。
- 大学の周辺(約5分)
 - 大学の周辺について、大学の所在地、自然環境、文化、社会環境、交通の案内などについて、コンパクトに紹介しています。

ビデオをご観いただくには、Windows Media Playerが必要です。
Windows Media Playerのダウンロードはこちらのサイトで行えます。

専攻	コース
人間教育専攻	人間形成コース
	幼年発達支援コース
	現代教育課題総合コース
	臨床心理士養成コース
特別支援教育専攻	
教科・領域教育専攻	言語系コース(国語) (日本語教育分野を含む。)
	言語系コース(英語)
	社会系コース
	自然系コース(数学)
	自然系コース(理科)
	芸術系コース(音楽)
	芸術系コース(美術)
	生活・健康系コース(保健体育)
	生活・健康系コース(技術・工業・情報)
	生活・健康系コース(家庭)
国際教育協力コース	
高度学校教育実践専攻 右の4つのコースをまとめて紹介しています。(約9分)	学校・学校経営コース
	学校臨床実践コース
	授業実践・カリキュラム開発コース
	教員養成特別コース

(出典 鳴門教育大学ウェブサイト 広報・公開)

参照 URL http://www.naruto-u.ac.jp/01_soumu/0103_bunsho/syukai_bideo.html

資料1-3-② 「大学院学生の学修成果に関する総括的評価」

「修士課程では、修士論文により学修成果を判定するが、本専攻では修士論文に代えて、大学院学生の実践力育成の観点から、学修成果の総括的評価を行う。2年間の学修を総括したものと、学校改善等の分析・プランニング、生徒指導等の実践、カリキュラム開発等の成果をまとめ、本学教員、教育委員会、連携協力校等の関係者のもと、プレゼンテーションを実施する。これにより、大学院の学修成果を本専攻と教育委員会及び連携協力校等が共同で確認し、本専攻における教育内容の質と水準を担保する。」

(出典 平成20年度入学者用「履修の手引(専門職学位課程)」)

2 「長所として特記すべき事項」

本学の教職大学院の定員は50名であるが、そのうち40名を現職教員としている。その意味では、現職教員中心の教職大学院である。その最大の特色は、単に院生個人々の力量アップを図ることのみならず、2年間を通して置籍校の管理職と相談しながら課題を探り出し、同僚の協力を得ながら課題解決のプログラムを開発し、実践、評価するという「学校力」の向上をも視野に入れているところにある。また、講義や演習、ゼミ等で学んだ理論の現実への適用可能性を探るという意味で、理論と実践の往還を実習科目の中核に据えている。これらを通して、個別学校及び地域の学校のリーダーを育成することが、本学教職大学院の目的である。

基準領域2：入学者選抜等

1 基準ごとの分析

基準2-1 A

〇人材養成の目的に応じた入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、公表されていること。

[基準に係る状況]

入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に関しては、次のとおり明文化され、学生募集要項にて紙媒体ならびにWEB上で公表している（貼付資料2-1-①）。

資料2-1-① 「平成22年度学生募集要項 アドミッションポリシー」
アドミッションポリシー

学校教育研究科修士課程においては、広い視野に立って精深な学識を授け、学校教育に関する諸科学の総合的、専門的研究をとおして、その理論と方法の研究能力及び教育実践の場における教育研究の推進者となりうる能力を養い、初等中等教育教員としての高度の資質と力量の涵養を図ることを目的としています。

入学者の選抜にあたっては、

- ① 教育者として、子どもに対する愛情と使命感を持つ現職教員
- ② 教育に関する専門的知識を探求し、実践力をもった初等中等教育教員になることを志望する者

を基本に選抜します。

学校教育研究科専門職学位課程（教職大学院）においては、幅広い視点からの問題分析力・対応力・解決力を有し、学校や地域で指導力を発揮できる教員を養成することを目的としています。

入学者の選抜にあたっては、

- ① 学校や地域において指導的役割を遂行できるリーダー教員となることを志向し、高度な実践力を修得しようとする者
- ② 学部段階で培われた教員としての資質能力の上に、優れた実践的対応力・展開力を有し、新しい学校づくりの有力な一員となり得る教員を志向する者を基本に選抜します。

（出典 平成22年度学生募集要項 巻頭）

（基準の達成状況についての自己評価：A）

- 1) アドミッションポリシーの明文化、広報の周知徹底により十分に達成している。

基準2-2 A

〇教育理念及び目的に照らして、公平性、平等性、開放性が確保され、適切な学生の受け入れが実施されていること。

[基準に係る状況]

入学者選抜方法について、「専門職学位課程（教職大学院）」では、出願書類（実践研究希望調書、授業実践の記録等）と口述試験を採用している（別添資料2-1-②）。入学者の選抜は、大学院入試委員会の議を経て試験実施本部を設置し、試験監督員、試験実施担当者に対し事前の説明会を開催し、実施方法を周知徹底した上で、出願時の提出書類の審査、筆記試験、口述試験を厳格に実施することにより、各コース、各履修形態等の選択に適った学習履歴や実務経験等を的確に判断している。可否判定は、専攻会議にて予め定められた審査基準及び採点基準に基づき専攻会議で予備判定し、その結果を原案として大学院入試委員会の議を経て研究科委員会に諮り、最終可否判定を行うこととしている。試験うち、面接内容や筆記試験問題は募集要項や入試説明会等にて公開している。

《必要な資料・データ等》

入学者選抜要項〔別添資料2-1-②〕

入学試験問題及び面接試験の方法と形態（入学者選抜要項 P8～P11）〔別添資料2-1-②〕

入学者選抜の審査基準に関して定めた規則

入学者選抜に関する組織体制及びそれが適切に運用されていることが分かる資料（入学者選抜試験実施要項 P2～P7）〔別添資料〕

（基準の達成状況についての自己評価：A）

- 1) 教職大学院の入学者受入方針に沿って、審査基準及び採点基準を明確に定め、入学者選抜については、公平性、平等性、開放性が確保され、適切な学生の受入態勢が十分に整っている。

基準2-3 A

〇実入学者数が、入学定員と比較して適正であること。

〔基準に係る状況〕

教職大学院の入学定員50名に対して、平成21年度は志願者が53名と前年度の1.4倍増あり、入学者は47名(内現職教員37名)と入学者数は前年度比3割増を達成したものの、定員充足には若干名で及ばなかった(貼付資料)。入学者増の要因は、教員養成特別コースについて、昨年度の反省から適切な時期での募集要項配布に加えてHPの開設や大学訪問等による広報活動による周知徹底が挙げられる(平成21年度の教育委員会等への訪問予定表を貼付資料としたいのですが・・・)。その一方、現職教員を対象とする3コースについては、教育委員会や徳島県内の校長会への計画的訪問を実施し派遣増や新規開拓に努めた。地方自治体の緊縮財政から派遣教員数の確保は厳しい状況にあるため、今後は教職大学院への派遣数は最大35名が限度と見込まれる。

資料2-3-① 「高度学校教育実践専攻(教職大学院)入学者選抜状況」

平成20年度入学者選抜状況

コース名等		募集人員	志願者数	受験者数	合格者数	入学者数
現職 教員	学校・学級経営コース	10 人	14 人	14 人	14 人	14 人
	学校臨床実践コース	15 人	11 人	11 人	11 人	11 人
	授業実践・カリキュラム開発コース	15 人	8 人	8 人	8 人	8 人
学卒	教員養成特別コース	10 人	4 人	4 人	4 人	3 人
計		50 人	37 人	37 人	37 人	36 人

平成21年度入学者選抜状況

コース名等		募集人員	志願者数	受験者数	合格者数	入学者数
現職 教員	学校・学級経営コース	10 人	12 人	12 人	12 人	12 人
	学校臨床実践コース	15 人	11 人	11 人	11 人	11 人
	授業実践・カリキュラム開発コース	15 人	15 人	15 人	14 人	14 人
学卒	教員養成特別コース	10 人	15 人	13 人	13 人	10 人
計		50 人	53 人	51 人	50 人	47 人

(出典 教務課資料「高度学校教育実践専攻(教職大学院)入学者選抜の概要」)

（基準の達成状況についての自己評価：B）

- 1) 平成22年度においても実入学者数は定員に達しなかったが、実際の教育活動に関する情報提供による広報活動の効果が入学者増に現れ、適正の範疇にあると考える。

2) 単なる情報発信に止まらずアウトリーチな広報活動を計画し、教育委員会や校長会、大学や学校現場へ訪問し教職大学院の目指す人材養成やカリキュラムの特色、入学や卒後の特待制度等について面会による説明を実施したことにより本学への信頼を得つつある。

2 「長所として特記すべき事項」

本専攻の危急の課題である定員充足への対応には、創意工夫と努力を積み重ねているところである。入学者選抜に係る主たる3点を次に挙げる。第1点は、四国4県以外の遠隔地からの現職教員に対する大学と勤務校間の移動に係る経費軽減を目的とした「鳴門教育大学教職大学院生（現職教員）支援基金」制度（修学資金の無利子貸与）や大学院修学休業制度を利用して修学する現職教員に対する「特別免除」制度（授業料免状規程を改正）を設けた（別添資料を添付して下さい）。第2点は、教員養成特別コースの出願要件について、従来の小学校教諭一種免許状取得者（取得見込み者を含む）に加えて、小学校教諭二種免許取得者（取得見込み者を含む）で且つ幼稚園教諭、中学校教諭、養護教諭のいずれかの一種免許取得者（取得見込み者を含む）を平成23年度入学者選抜より実施を予定している（別添資料を添付して下さい）。第3点は、広報活動を単に教職大学院制度の説明によるセールス活動に終わらせず、本学の特色である教育に係る専門職業人育成のための総合的な質保証システム（カリキュラムの体系化、到達目標とカリキュラムマップ、大学院生の自己評価等）をも加え、修学中、修学後のゴール点までを、教育委員会、学校、教員が展望できるような具体的説明に努めた。その機会には、前記した機関に加えて平成20年度入学生の現職教員の勤務校に大学教員が実習指導に向いた際に、その教職員に対して実習内容の説明や指導等に絡ませて総合的な質保証システムについて説明することに努めた（カリキュラムの体系化、到達目標とカリキュラムマップ、大学院生の自己評価に関する別添資料を添付して下さい）。

基準領域 3：教育の課程と方法（文責：村川雅弘）

3-1-1：教育課程

教職大学院では、学校や地域において指導的役割を遂行できるリーダー教員及び幅広い実践力に優れた新人教員を養成するため、次のとおり教育課程を編成している。

○共通科目：①教育課程の編成・実施に関する領域、②教科等の実践的な指導方法に関する領域、③生徒指導、教育相談に関する領域、④学級経営、学校経営に関する領域、⑤学校教育と教員の在り方に関する領域、の5領域に加え、今日的な教育課題に対応するため、⑥その他の領域を設定している。それぞれの領域に関する開設科目は「共通科目一覧」（貼付資料3-1-①◆21年度版に！）のとおりである。

○コース別選択科目：現職教員学生対象の3コースについては、「学校経営・学級経営」、「授業実践・カリキュラム開発」、「生徒指導・教育相談」の3分野を設け、学校現場においてリーダーとして活躍できる教員を確実に育成するため、各分野ごとに8科目18単位の専門科目を設定している。学部新卒学生対象の「教員養成特別コース」については、実践課題に幅広く対応できる資質や能力を育成するため、学級経営、児童理解、教科指導等の領域に関する、理論的実践的な専門科目を8科目16単位設定している。各専門科目は「コース別科目一覧」（貼付資料3-1-②◆21年度版に！）のとおりである。

○専門科目：各コースは、それぞれ発達・伸長させるべき専門性に合わせた専門科目を設定し、コースごとに「履修モデル」（添付資料3-1-③◆21年度版に！）を設定している。履修に関しても、学生が必要な科目を適切に履修できるように「時間割表」（貼付資料3-1-④◆21年度版に！）を編成・作成している。

また、学生一人ひとりの学習プロセスを把握するため、各コースの全ての学生に「リフレクションシート（学習ポートフォリオ）」（貼付資料3-1-⑤◆21年度版に！）や「Weekly Report」（貼付資料3-1-⑥◆21年度版に！）の提出を求め、それにより、課題を抱える学生を把握し、コースの専任教員を中心に支援を行うシステムを構築している。

そのほか、授業の改善をねらいとした「教職大学院ファカルティ・ディベロップメント委員会」（以下、「FD委員会」）を設置（貼付資料3-1-⑦◆20年度版と同一！）している。全授業科目で実施している「大学院生による授業評価アンケート」の結果を受けて授業担当者が作成した報告書に対して、「FD委員会」でさらに分析・精査し、必要に応じてその授業者との協議を経て、授業の改善に努めている。

教育課程の編成については、教育委員会関係者等の意見を反映させ、不断に改善していくことを目的として「教職大学院カリキュラム開発チーム」を設置（貼付資料1-3-〇

:○頁参照)している。授業評価等の結果を基に、教育課程の改善点について、意見を聴取するとともに、次年度に向け、改善状況を評価することを目的としている。

以上より、教育課程は、教職大学院の制度ならびに目的に照らして、理論的教育と実践的教育の融合を留意し体系的に編成されており、授与される教職修士(専門職)の学位名との関連において適切である。

3-2-1: 教員の配置, 授業内容, 授業方法・形態

教職大学院の専任教員は、22名(うち実務家教員10名(うち1名はみなし実務家))であり(貼付資料3-2-①◆21年度版に!), 専門職大学院設置基準の教員定員数11名を大きく上回るとともに、実務家教員の割合も約45%で、理論と実践の融合を図る視点から、十分な教員組織となっている。また、兼任教員として、17名の教員を配置し、教員組織の充実を図っている。

共通科目においては全て、専門科目においてもほぼ全ての授業科目において、研究者教員と実務家教員がティーム・ティーチングを行う体制を執っており(貼付資料3-2-②; 3-2-③◆20年度版と同一!), 理論を踏まえながらも実践的な力量形成を意識した教育を行う体制としている。

授業内容については、授業科目として取り上げるテーマ・課題(貼付資料3-2-④◆20年度版と同一!)を、学校教育法一部改正や学習指導要領改訂などの教育改革の動向を踏まえつつ、その上で現場が直面している問題や諸課題を積極的に取扱い、その実現や具体的な解決策・対応策を考案する内容としている。これらの授業を通して、学校現場における課題に対する検討を進めている。

例えば、共通科目「カリキュラム編成の実際と課題」では、新学習指導要領改訂のポイントを理解した上で受講生が自己の専門教科や興味・関心を踏まえた上でコースを超えてのべ20グループに分かれて、小中学校の全ての教科・領域ごとに改訂の要点をまとめるワークショップを行った(「小学校・理科グループ」の成果物:添付資料)。

授業方法については、理論と実践の融合を図る観点から、ほぼ全ての科目で事例研究、ワークショップ、討論など、双方向型の授業が試みられるなど、創意工夫を凝らした授業を展開している(貼付資料3-2-⑤◆21年度版に!)

例えば、共通科目「学校カリキュラムの開発」では、受講生が自己の専門教科や興味・関心を踏まえた上でコースを超えて10グループに分かれて、新学習指導要領に対応した授業づくりや教材開発等をワークショップを通して行った(算数・数学「活用」グループの成果物:添付資料)。

さらに、履修科目の登録状況については、コース別選択科目及び実習科目で少人数教育

を実施しており(貼付資料3-2-⑥◆21年度版に!), 教室も受講者数に比して十分な広さを確保するとともに, 多様な形態の授業がスムーズに行えるように設備を整備するなど, 教育効果を十分に上げられるようになっている。

なお, 教育課程の編成の趣旨に沿って, 1年間の授業計画, 授業内容・方法, 単位認定の仕方等をシラバスに明記しており, 学生には冊子体で配布するとともに, 本学のウェブページにも常時掲載し, 有効に活用されている(貼付資料3-2-⑦◆21年度版に!)

以上より, 教職大学院の目的に沿った教育課程を展開する上で, 適切な教員組織, 教育方法, 授業形態等が整備され実行されている。

3-3-1: 学校等における実習

教職大学院にふさわしい実習の設定については, 主として現職教員対象の「学校・学級経営コース」, 「授業実践・カリキュラム開発コース」及び「学校臨床実践コース」の実習と, 新人教員の養成を目指す「教員養成特別コース」の実習は, 各々の目的にあわせて異なる形態で設計されている。現職教員対象の各コースは, 主として, 1年次の共通科目や専門科目などを通じて習得した理論的実践的な知見を基盤にしつつ学校プロジェクト事例演習を通して明らかにしてきた現任校の課題の解決を目標にした実習が計画され, 「教員養成特別コース」では, 鳴門市内の連携協力校において長期にわたり, インターンシップ型の実習を行う設計となっている。

なお, 教職大学院における実習は単なる研修とは異なることから, 単に教職経験を持って安易に置き換えられるべきではないという観点から, 現職教員学生の実習の免除については全てのコースで実施していない。

また, 実習校への教育研究上及び物的な支援・援助については, 「教職大学院コラボレーションオフィス」を通して行う体制を整えている(貼付資料3-3-①◆20年度版⑧と同一)。

主として現職教員学生対象の各コースの実習は, 現任校の教育課題を各校の管理職及び同僚教員と共有・分析し, 協同的に解決を図る一連の活動を行い, リーダー教員として必要な資質や力量形成を目指すものである。応募時の時点から現職教員の勤務校と修了までの2年以上にわたって連携を図っている(貼付資料3-3-② [実習計画の pp.7-8 の図を入れる])。

まず, 入学時に現任校との協議の上で「実習課題希望届」を提出している。1年次は「学校プロジェクト事例演習」の中で実習指導教員の指導及び現任校との協議を通して, 学校が抱える課題を総合的に分析し, 「学校アセスメントシート」(貼付資料3-3-③◆⑨21年度版に!)を作成し, 教育課程, 生徒指導など様々な領域の実態を把握し, 各課題の背後にある共通する要因を明確化する。それらの改善のために, 現職教員学生が中心となり学校を組織化し, 実践, 評価する実習となっている。当該の分析は, 1年次から始まり,

その分析結果に基づいて半年かけて実習課題を決める。その後、2年次には引き続き現任校との相談・協議の下で策定した実習計画に沿って、学校が抱える問題点の改善につなげるための実習となっており、長期にわたり問題解決に関わる内容となっている(貼付資料3-3-④◆20年度の⑩を「現職院生の勤務校実習に関する2年間の流れ」に差し替え!)。4月と10月はほぼ一月間現任校にじっくりと腰を据えて、学校改善や授業開発、児童生徒支援等に関わり、その以外に期間においても必要に応じて現任校に赴き、問題解決を遂行する。実習期間中は現任校での実習の様子を「実習週録」(貼付資料3-2-⑤)にまとめ、「教職大学院コラボレーションオフィス」ならびに実習指導教員に提出する。実習状況を理解した上で実習指導教員は面談またはメール等で継続的な指導を行うことができる。◆個人及び学校の情報を削除した実習記録を各コース2~3人分添付して下さい。

このように、実習は1年前期に共通科目、後期にコース別選択科目の履修を通し、学校を組織的に改善するために必要な理論的枠組みを習得し、それを実習の中で活かすよう設計している。

実習に関する課題設定、実践、評価に関して、実習校と綿密に連携して行う形をとっており(「課題分析実習の評価票」:貼付資料3-2-⑥)、最終評価に関しては、実習校及び教育委員会関係者も招き、総合的に評価できるよう制度化している。可能な限りにおいて「学修評価判定委員会」の「評価協力者」として実習校の校長を任命している(貼付資料3-3-⑥、3-3-⑦◆「学修評価判定委員会候補名簿」「学修評価判定結果報告の書式」を入れる!)

実習校となる現任校とは、入学時に「連携協力校承諾書」を締結することとなっており、2年間に最低6回、大学側の教員が実習校を訪問し、実習についての理解を得るようにしている(貼付資料3-3-④◆「現職院生の勤務校実習に関する2年間の流れ」を参照)。なお、現職教員学生の実習は現任校で実習を行う形となっているが、日常業務に埋没し実験研究がおろそかにならないように取り決め(貼付資料3-3-⑧◆⑩「現任校実習における指導体制」20年度版と同一!)を行い、現任校の管理職の了承も得ている。

現職教員学生対象の「異校種実習」については、松茂町、北島町及び藍住町の3町の教育委員会及び学校の理解と協力の下実施されている。21年度は3町内の9小学校に12名の中学校籍の現職教員学生が、4中学校に19名の現職教員学生(うち高等学校籍4名、小学校籍14名、特別支援学校籍1名)が配属された。残りの2名については課題等の関連において各々香川県及び愛媛県の小学校において実習を行った(貼付資料3-③-⑨◆「異校種実習配属院生・実習担当等」)。実習担当教員については、コース及び研究家教員・実務家教員のバランスをとった。各実習校においては実習実施責任者と実習実施担当者を決め、実習中の指導及び評価を依頼した。なお、実習計画については、実習生と実習担当教員が事前に実習校に赴き、実習実施責任者及び実習実施担当者との協議し、学校の実状を踏まえた上で作成している(貼付資料3-3-⑩◆「異校種実習 個別実習計画」)。その際、異校種の教育課程、学級経営、学校経営、生徒指導、進路指導など学校の教育活動全体を総合的に体験し省察する機会が保障されるように、「異校種実習・モデルカリキュラム」(貼付資料3-3-⑪◆「異校種実習・モデルカリキュラム」)を配布し、実習

が適切に計画されるように便宜を図った。

実習期間中は「異校種実習集録」(貼付資料 3-3-⑫◆「異校種実習集録」)を作成し、「教職大学院コラボレーションオフィス」ならびに実習指導教員に提出する。実習生は実習の成果を「成果と課題の総括」(貼付資料 3-3-⑬◆「成果と課題の総括」)にまとめるとともに、各実習校においてプレゼンテーションを行う。最終的には、実習実施責任者及び実習担当教員との合議の下で評価を行っている(貼付資料 3-3-⑭◆「異校種実習の評価について」)。

学卒学生対象の「教員養成特別コース」の実習は、鳴門市内の連携協力校において1年次後期から2年次後期にかけて実施している。1年次の実習では、授業力、子ども理解力、学級経営力の育成を目指す実習をインターンシップ型で行い、2年次は、おおむね1年にわたり、自ら設定した課題に沿って、力量の向上を図る実習を行う。また、実習と連動する演習科目(コース別選択科目)を設定し、自ら学んだことを省察できる機会を設定している。

「連携協力校」は、鳴門市内の大規模から小規模の学校を含む18の小学校により組織している。実習を指導する教員も、本学大学院修了者を中心に幅広く確保している。実習期間中、大学教員は週1回以上実習校を訪問し、実習校の指導者と綿密な打ち合わせを行い、実習を行う体制を構築している。さらに、実習の企画・評価、指導方法の評価・改善並びに実習担当教員及び実習実施担当者に対するファカルティデベロップメント等を行うため、鳴門市教育委員会関係者、連携協力校代表者で構成する「連携協力校運営チーム」(貼付資料 3-3-⑮、3-3-⑯◆⑮は20年度版⑫と同一、⑯は20年度版⑬を21年度版と差し替え!)を設置し、共通理解を得られる体制を構築している。◆「教員養成特別コース」の教員に加筆をお願いします。

以上より、学校等の実習においても教職大学院の目的に沿った実習科目が現職教員対象及び学卒学生に関しては各々計画通り実施されている。

3-4-1: 履修指導等

教職大学院では、「鳴門教育大学大学院学校教育研究科履修規定」第8条の2で、履修科目の登録の上限設定を38単位としている(貼付資料 3-4-①◆20年度版と同一!)。1年次には、共通科目、コース別選択科目を中心に履修し(貼付資料 3-1-④: ○頁参照)、2年次の実習科目にその内容が活かされるような授業科目の割り振りを行っている(貼付資料 3-4-②◆21年度版に!)。履修状況については、「教職大学院コラボレーションオフィス」で管理し、適切な履修を行うよう指導を行っている。

授業に関する相談等のオフィスアワーについてはシラバスの中に明記されている。また、「学校プロジェクト事例演習」や「実践課題探求」、「課題分析実習」、「異校種実習」などに関するオフィスアワーについては実習教員等が直接またはメール等により時間調整を図り適宜設定している。

2年間の学修全体を振り返り、各院生が教職大学院の目標の到達状況を明確にするとともに学びの軌跡をたどるために「学びのポートフォリオ」（添付資料）を作成・配布し活用させている。◆活用状況については加筆をお願いします。

なお、本学教職大学院は、大学院設置基準第2条または第14条等の措置は執っておらず、また、遠隔教育も実施していない。

以上より、学習を進める上での履修指導は適切に行われている。

3-5-1：成績評価

成績評価基準においては「国立大学法人鳴門教育大学学則」第49条及び「鳴門教育大学大学院学校教育研究科履修規程」第11条で定め、S(100～90点)、A(89～80点)、B(79～70点)、C(69～60点)、D(59点以下)の5段階を設定し、S、A、B、Cを合格としている(貼付資料3-5-①、3-5-②◆20年度版と同一！)。

修了認定については、学則第73条及び学校教育研究科履修規程第4条に定め、大学院に2年以上在学し、所定の52単位(2年間の学修成果に関する最終試験を含む)以上を習得することを要件としている(貼付資料3-5-①、3-5-②)。

これらの基準は「履修の手引」に明記し、入学時4月のオリエンテーションで全学生に配布し説明するとともに、本学ウェブページにも常時公表している。

授業科目ごとの成績評価基準については、「評価の観点」、「実際に行った評価方法」、「評価基準」を明示し、併せて、テストやレポートを用いた場合には、具体的な課題について実際に行った評価方法を明示しており(貼付資料3-5-③◆21年度版に!)、「FD委員会」において、各授業科目の基準の確認を行い、基準のさらなる明確化を組織的に進めている。

修了認定基準については、「鳴門教育大学学位規程」第14条～第23条に明確に定めている(貼付資料3-5-④◆20年度版と同一!)。20年度入学の院生が作成・提出した最終成果報告書及びプレゼンテーションを学修評価判定委員によりこの基準に従って精査・評価した結果、全員がその水準に到達した。

以上より、成績評価に関しては、シラバスに明記するなど、事前にとるべき対応は行われている。修了認定について大学院の水準として適切、有効である。

「カリキュラム編成の実際と課題」レポート報告

新学習指導要領の教科等別ポイント整理

1 教科名 **理科** (小学校)

2 メンバー氏名

渡邊 弘明 (授業実践・カリキュラム開発コース)
 溝淵 隆弘 (学校臨床実践コース)
 谷口 睦子 (学校・学級経営コース)
 橋本 高志 (教員養成特別コース)

3 目 標

自然に親しみ、見通しをもって観察、実験などを行い、問題解決の能力と自然を愛する心情を育てるとともに、自然の事物・現象についての実感を伴った理解を図り、科学的な見方や考え方を養う。

[改訂ポイント]

教科目標に「……実感を伴った……」という言葉が付加された。これは、「子どもが学びを実感する理科授業を実践する」ことを意味する。これまで重視してきた主体的な問題解決の活動をより充実させるねらいがある。さらに、学習内容と日常生活での事象とを関連させて考えたり、ものづくりをしたりする場面を設定することも考えられる。

4 内 容

これまでの三区分の内容構成が、二区分の内容構成になった点が大きく変化したところである。これまでは、下の三区分の内容構成であった。

A : 生物とその環境 B : 物質とエネルギー C : 地球と宇宙

そのうち、AとCが合わさり下のように、二区分の内容構成になった。

A : 物質・エネルギー B : 生命・地球

「A : 物質・エネルギー」の指導に当たっては、実験の結果から得られた性質や働き、規則性などを活用したものづくりを充実させるとともに、「エネルギー」、「粒子」といった科学の基本的な見方や概念を柱として、内容の系統性が図られていることに留意する必要がある。また、「B 生命・地球」の指導に当たっては、自然環境の保全に関する態度を養うとともに、「生命」、「地球」といった科学の基本的な見方や概念を柱として、内容の系統性が図られていることに留意する必要がある。

5 指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 第2の各学年の内容を通じて観察、実験や自然体験、科学的な体験を充実させることによって、科学的な知識や概念の定着を図り、科学的な見方や考え方を育成するよう配慮すること。
- (2) 観察、実験の結果を整理し考察する学習活動や、科学的な言葉や概念を使用して考えたり説明したりするなどの学習活動が充実するよう配慮すること。
- (3) 博物館や科学学習センターなどと連携、協力を図りながら、それらを積極的に活用するよう配慮すること。
- (4) 第1章総則の第1の2及び第3章道徳の第1に示す道徳教育の目標に基づき、道徳の時間などとの関連を考慮しながら、第3章道徳の第2に示す内容について、理科の特質に応じて適切な指導をすること。

2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 観察、実験、栽培、飼育及びものづくりの指導については、指導内容に応じてコンピュータ、視聴覚機器などを適切に活用できるようにすること。また、事故の防止に十分留意すること。
- (2) 生物、天気、川、土地などの指導については、野外に出掛け地域の自然に親しむ活動や体験的な活動を多く取り入れるとともに、自然環境を大切に、その保全に寄与しようとする態度を育成するようにすること。
- (3) 個々の児童が主体的に問題解決活動を進めるとともに、学習の成果と日常生活との関連を図り、自然の事物・現象について実感を伴って理解できるようにすること。

6 改訂事項についてのコメント

- ・目標で、「実感をともなった……」とあるのが興味深く、「子どもが学びを実感する授業」を目指すことを示している。そこで、上記のような表現が出たと言うことは、これまでも重視してきた主体的な問題解決の活動をこれ以上に充実させようという意欲のあらわれである。また、時間数もやや増加しているので、生徒の探究活動を積極的に取り入れた授業が考えられる。また、応用実験や課題研究、再実験などそのときの授業の内容によって進度の変化をとらえて意図的な活用ができる。
- ・内容の取り扱いにおいて、学習したことを日常生活と関連させることが述べられている。日常生活と関連させながら学習することで、学習事項が日常生活に役立つことを実感できる。学習内容を日常生活へとつなげて学ぶことで、学ぶことへの有用性を感じ、それがさらに新たな学びへの意欲につながると期待できる。また、科学的な言葉や概念を使用して考えたり説明したりする学習活動の充実も強調され、理科学的な言語活動の積極的な展開が科学的な思考力を育てる一つの大きな要因となっている。
- ・内容で、「環境」「宇宙」という言葉が消えたが、生命を育む地球、それを取り巻く宇宙すべてを「環境」として大きくとらえていこうとする意図がみられる。「環境」については、総合学習時間数の削減を補足するために理科の授業の中で体験的な活動を増やすことにより、小学校段階における理科を通じての環境問題への意欲・関心の高まりを促すことができる。
- ・6年生の「消化」の単元で、肝臓などの新しい臓器を扱うようになった。自らの体に対し、さらに理解を深めるカリキュラムとなった。自分の臓器という見えないところを単元とした授業で、主体的な問題解決の活動を取り入れるには、児童が意欲的に取り組めるような教材の提示方法の工夫など配慮する必要がある。

「学校カリキュラムの開発」

- 1 教科・学校種：数学・小中高
- 2 単元名「携帯電話の料金プランって複雑？」（通常は中学2年生での内容）
テーマ『「活用法」学習の成果と課題』
- 3 メンバー：窪美正一，中妻佳代，河野恵子，前神和明，○三橋和博

4 概要

(1) 授業実践記録を素に「活用法」授業について考えるワークショップ

(2) ねらい

学習指導要領改善のポイントの1つである「活用法」学習であるが，学校現場でもその授業づくりへの模索が進んでいる。そこで，実際に行われた授業をワークショップで検討することによって，「活用法」学習の成果や課題，改善策を明確にしていく。

(3) ワークショップ過程

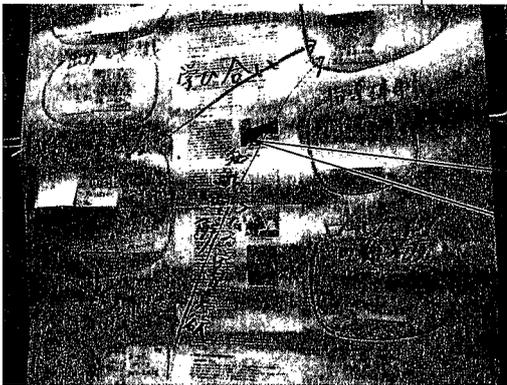
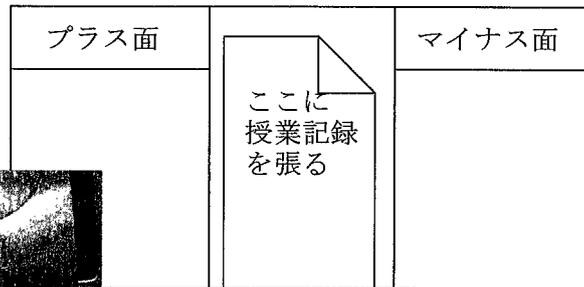
① ワークショップの進め方についての確認
授業実践記録の分析の視点，付箋紙の記入方法，模造紙上での作業方法について確認する。



② 授業実践記録の分析
授業実践記録を読み，新学習指導要領や中学校学習指導要領解説を参考にしながら次の要領で付箋紙に記入していく。
○新学習指導要領の改善のポイントを意識して工夫されている→青の付箋紙
○良い点→緑の付箋紙
○疑問点→黄の付箋紙
○課題→赤の付箋紙



③ 模造紙にまとめる
各自が書いた付箋紙を，右のワークシート上に貼っていく。
貼り終わったら，整理・構造化していく。



プラス面，マイナス面の枠をこえた関連付けを行うこともある。
このことにより，課題の解決方法が，簡単に見える場合がある。

- ④ 具体的な改善策の提案
単に良い点の整理や課題の指摘にとどまらず、具体的な改善策を提案する。



- 5 成果物と解説
(1) 成果物

「活用型」学習の成果と課題

プラス面	授業実践記録を貼る	マイナス面
<p>思考力・学力・表現力・育むための活用型の活用力の育成</p>	<p>生徒に数学の有用感を 実感させる数学指導</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 主題設定の理由 2. 研究の方向 3. 研究の実践 <ol style="list-style-type: none"> (1) 単元名「携帯電話プランって複雑？」 (2) 単元の目標 (3) 授業の実践 <p>④課題と実生活との結びつきをどう意識させるか ⑤学び合いの工夫</p>	<p>「活用型」学習とは</p> <p>「活用型」学習って何？</p> <p>実生活に結びつける授業が「活用型」授業なのか？</p>
<p>実生活との関連</p> <p>実生活の課題に活用 本物のニュース</p> <p>課題と実生活の結びつき 携帯の料金という実生活の中から課題を取りあげる 日常生活への応用</p>	<p>④ワークショップ学習の導入 ⑤ロールプレイング</p>	<p>学力・学習意欲の差</p> <p>かなり内容が多く、一般的ではない グループ内で生じる作業時間の差</p>
<p>出力を意識</p> <p>「出力」を意識 意識として、活用型の授業の実践→内容の1層の理解</p>	<p>④知識・理解</p> <p>4. 課題解決の過程や授業後の意識調査</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) テキストマイニング法で分析 (2) 文章完成法からの分析 (3) 生徒の姿から分析 (4) 他の先生からの話 	<p>さらなる学習意欲</p>
<p>表現する機会</p> <p>トランプの導入 ロールプレイングによる演劇 他人に対してわかりやすい説明</p> <p>ワークショップ学習で課題解決に取り組みませ 子どもを高める多様な学習形態</p> <p>協働活動・学び合い・高め合い 他教科で用いている学習方法も柔軟に取り入れられている</p>	<p>5. 成果と課題</p> <p>「活用型」学習の学力の測定</p>	<p>指導体制</p> <p>T1, T2の役割がわかりにくい</p>
<p>グラフの有用性の実感</p> <p>グラフや表を子ども自らか 用いなくてはならないような学習内容や課題の設定</p> <p>表→式→グラフ、よりよい表現方法 状況に応じた解決の選択</p>		<p>ロールプレイングの難易度</p> <p>漠然とした管轄からの思考・判断</p>
<p>授業分析の工夫</p> <p>テキストマイニング法の利用 生徒相互の評価による振り返り</p> <p>授業後の分析の工夫 相互評価・意見交換の交換</p>		<p>知識・理解等の評価は？</p> <p>子どもが意欲的に取り組んだ授業の成果のはかり方</p>

(2) 解説

実際に実践した「活用型」授業を素に、具体的にプラス面とマイナス面を考えた。プラス面では、大きく分けると、「数学を活用することのよさ」「実生活との関連を意識させる」「出力を意識させることで、学習内容の一層の理解」「表現する機会の工夫」「グラフの有用性を理解させる」「授業分析の工夫」の5点に整理することができた。

マイナス面では、「『活用型』学習って何だろう?」「学力・学習意欲の差への対応」「TTをもっと上手く使えなかったか」「ロールプレイングって難しいのではないだろうか」「知識・理解等の評価はどうはかるのか」の5点に整理することができた。

通常、マイナス面の課題の克服については、その課題のみで考えることが多いのだが、ある程度、時系列にならべることができるので、「プラス面」と「マイナス面」のつながりも考えやすい。「学力・学習意欲の差への対応」「ロールプレイングって難しいのではないだろうか」の2点については、プラス面をもっと利用することで克服できるのではないかと考えられた。

「『活用型』学習って何だろう?」「知識・理解等の評価はどうはかるのか」についての議論は、授業者自身も気付かされるが多かった。そのことが、「活用型」学習の類型化づくりやパフォーマンス課題の必要性への気づきにつながった。

6 各自の感想

- プラス面とマイナス面に分けることにより、授業の課題が明確になる。それについてチームで意見を出し合い、考えることにより、最も適切な解決方法を導き出すことができる。

授業改善にはとても有効な手段だと感じた。また、検討した授業実践事例が、一次関数の活用型授業についての事例でもあったので授業展開の工夫等参考になる部分が多く今後の実践にも活用できる有意義な内容であった。[前神]

- ワークショップで実際にやることでワークショップを進めることができるようになった。

導入、展開、まとめの時系列およびプラス面マイナス面に分けて構造化することによりメンバーの意見が出やすく、検討もしやすかった。

付箋紙の色をかえて分析を分類した。そのとき、「良い点」や「疑問点」といった大きな分類したので意見が書きやすかった。出た意見をすべて活かしてくれたのでうれしかった。

他校種の意見は参考になった。特に「協働作業」や「表現・説明」を重視した指導を授業でやろうと考えているのは勉強になった。

この活動を通して、忌憚らない意見交換ができ、人間関係が深まった。[窪美]

- 自分の授業実践をいろいろな視点から見ていただいたので、今まで気付いていない部分に気付かされた。また、質問されて答えられない部分もでて、わかっていたつもりで、実はわかっていた所もわかり、すごく勉強になった。特に、パフォーマンス課題の開発の必要性に気付かされたことは、このワークショップをやったの一番の財産となった。[三橋]

- これまで、「活用型」学習という言葉はよく聞いていたし、自分も使っていたと思うが、あらためて、「活用型」学習とはどのようなものかを考えることができ、たいへん勉強になった。また、教材や授業の進め方によって「活用型」学習が、より効果的になることが分かった。ワークショップを通して、授業をどのような視点で見えていくかということの勉強にもなった。また、新学習指導要領の改善のポイントが、具体的に示されていることがたいへんよかったと思う。話し合いの中で、マイナス面の検討において、どのような改善策があるか、ということ具体的に考えることで、より、理解を深めることができたと思う。[河野]

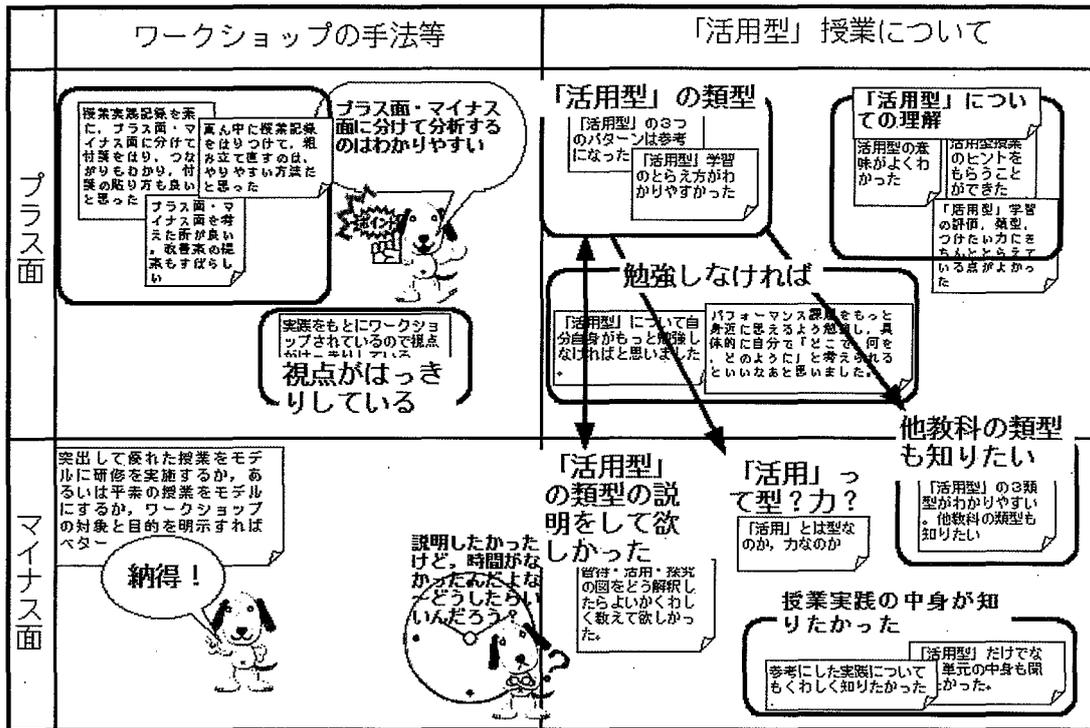
- 大変優れた授業実践であったので、プラス面ばかりが出て、改善点はないのではないかとされた。ワークショップでは、確かにはじめはプラス面についての気づきが多かった。しかし考えを深めていくと、「『活用型』学習とは?」「成果のはかり方」などの疑問や課題が次々に湧いてきた。また、自分一人ではなくメンバーがいることで、活発な意見がでたり、次第と構造化が図られたりして、知らず知らずのうちに活動に夢中になっていた。

これらのことからワークショップは、様々な課題の改善点(今回なら授業改善)をメンバーの参画意識を高めながら見いだすことができる有効な方法であることや、付箋紙

を用いる時の観点の重要性などを実感することができ、とても参考になった。今後の授業研究で是非、活かしたいと思う。[中妻]

7 評価

ワークショップの説明を聞いた他のグループからの意見を次のようなマトリックスで整理してみた。



今回は、授業実践記録や指導案等を模造紙の真ん中に置き、左右に「プラス面」と「マイナス面」を位置づけたワークシートを利用して、ワークショップを行った。

そこで、今回の発表は主にワークショップの手法に重点を置いた。上のマトリックスから、「プラス面・マイナス面に分けて分析するのはわかりやすい」という意見が多かったことから、このワークシートは好意的にとらえられたのではないかと考える。

ワークショップから出た課題の1つに『「活应用型」って何だろう?』というのがあった。そこで、もう一度「活应用型」の授業について考察し整理した。短時間の作業で不十分な整理であったが、意外に好評であったのには驚いた。しかし、時間の関係で、説明不足だったために誤解もうまれているのが残念であった。

また、今回の授業実践記録の内容にも興味をもってもらったようだった。

第4章 基準4：教育の成果・評価

1 基準ごとの分析

基準 ○各教職大学院の目的において意図している、学生が身につける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、**教育の成果や効果が上がっていること。**

【基準に係る状況】

学生の単位の修得状況については、平成21年度前期・後期に開講した全ての共通科目、コース別選択科目及び実習科目において、単位修得率は100%である（貼付資料4-1-①）。

資料4-1-① 「単位修得状況（平成21年度開講分）」

履修科目登録状況及び単位修得状況（平成21年度開講分）

科目区分	授業科目名	単位	開設時期	登録数(人)	単位修得率(%)	成績評価別修得者数(人)						計	
						S	A	B	C	D	N		
共通科目	カリキュラム編成の実際と課題	2	前期	47	100%	47							47
	学校カリキュラムの開発	2	前期	39	100%	17	22						39
	授業実践の分析と改善	2	前期	47	100%	13	31	3					47
	学習指導の構成と展開	2	前期	47	100%	16	23	8					47
	学習評価の実際と課題	2	前期	47	100%	23	22	1	1				47
	生徒指導・教育相談に関するケースカンファレンス	2	前期	39	100%	39							39
	子どもの内面理解に関する実践と課題	2	前期	47	100%	46		1					47
	学級経営の実際と課題	2	前期	47	100%	38	9						47
	学校経営の実際と課題	2	前期	39	100%	30	9						39
	教員の在り方に関する実践と課題	2	前期	47	100%	45	2						47
	乳幼児から児童期の発達支援と課題	2	前期	26	100%	14	11	1					26
	軽度発達障害児への支援と課題	2	前期	26	100%	9	19						26
	道徳教育の実際と課題	2	前期	17	100%	9	8						17
	学校組織の分析と開発	2	後期	12	100%	4	8						12
	家庭・地域との連携構築に関する事例研究	2	後期	12	100%	12							12
	学校危機管理に関する事例研究	2	後期	12	100%	12							12
	人材育成と校内研修	2	後期	12	100%	12							12
	教育行政と学校教育	2	後期	12	100%	7	5						12
	教育政策の動向と課題	2	後期	12	100%	6	6						12
	学校プロジェクト事例演習(学校・学級経営)	2	後期	12	100%	12							12
実践課題探求(学校・学級経営)	4	通年	14	100%	14							14	
エンカウンターグループ体験演習	2	後期	11	100%	11							11	
学校カウンセリングの実際と課題	2	後期	11	100%	11							11	
外部機関との連携に関する実際と課題	2	後期	11	100%	11							11	
学校メンタルヘルス相談の実際と課題	2	後期	11	100%	11							11	
生徒指導・教育相談の実際と課題	2	後期	11	100%	7	3	1					11	
学校臨床実践事例研究	2	後期	11	100%	11							11	
学校プロジェクト事例演習(学校臨床実践)	2	後期	11	100%	11							11	
実践課題探求(学校臨床実践)	4	通年	11	100%	10	1						11	
学習者理解の実際と課題	2	後期	14	100%	14							14	
学習者支援の実際と課題	2	後期	14	100%	7	7						14	
カリキュラムの構成演習	2	後期	14	100%	14							14	
教材教具の開発演習	2	後期	14	100%	14							14	
学習者支援フィールドワーク	2	後期	14	100%	14							14	
教師熟達フィールドワーク	2	後期	14	100%	14							14	
学校プロジェクト事例演習(授業実践・カリキュラム開発)	2	後期	14	100%	14							14	
実践課題探求(授業実践・カリキュラム開発)	4	通年	8	100%	8							8	
授業に関わる実践的研究	2	前期	10	100%	5	5						10	
教科外活動に関わる実践的研究	2	前期	10	100%	2	7	1					10	
生徒指導・進路指導に関わる実践的研究	2	前期	10	100%	10							10	
授業熟達実地演習	2	後期	10	100%	2	8						10	
学級経営実践演習	2	前期	2	100%	2							2	
児童理解実地演習	2	後期	10	100%	2	8						10	
学級経営実地演習	2	後期	10	100%	3	7						10	
実践課題探求(教員養成特別)	2	後期	2	100%	2							2	
実習科目	課題分析実習	4	前期	33	100%	32	1						33
	異校種実習	2	前期	33	100%	33							33
	課題解決実習	4	後期	33	100%	33							33
	授業熟達実習	2	後期	10	100%	3	7						10
	学級経営基礎実習	2	後期	10	100%	1	10						10
	児童理解実習	2	後期	10	100%	3	7						10
	学級経営実践実習	4	前期	2	100%	1	1						2
	総合インターンシップⅠ	2	後期	2	100%	2							2
	総合インターンシップⅡ	5	通年	2	100%	2							2

(出典 教務課資料「単位修得状況（平成21年度開講分）」)

また、全ての科目において「大学院生による授業評価アンケート」を実施している（別添資料4-1-②～4-1-④）。教職大学院独自に設置している「FD委員会」が、全ての授業評価結果に目を通し、委員会による授業評価を実施し、それぞれの授業に対して、その評価結果のコメントを付す体制を取っている（貼付資料9-1-①：56頁参照）。

資料4-1-⑥ 「平成21年度「共通科目総計」「コース別選択科目・コース別総計」

平成21年度「共通科目総計」「コース別選択科目・コース別総計」

【アンケート集計】共通科目 (第1領域～第5領域 前期10科目)			回答者数(延数)	評価者数					平均値
質問項目			449名	5	4	3	2	1	NA
1 授業概要について	(1) 授業概要で紹介された授業計画は理解しやすく、適切であった。		89	206	113	24	6	0	3.8
	(2) 授業概要や授業中に紹介されたテキスト・参考書は役に立った。		68	173	116	15	7	3	3.8
2 授業の内容等について	(3) 授業の内容には一貫性があった。		124	193	71	56	17	0	3.8
	(4) 教員の高度力の指導に役立つ内容であった。		141	187	86	20	6	0	4.0
4 教員の授業の進め方について	(5) 学校現場のニーズと適合し、学校や地域のリーダーとして指導力を発揮するに役立つ内容であった。		100	177	89	29	13	0	3.8
	(6) 授業開始時や途中の成績評価の方法の説明は、具体的であった。		71	179	135	31	4	2	3.8
	(7) 授業をよく準備し、熱心に教えた。		158	202	65	14	2	1	4.1
	(8) 授業の進め方は適切であった。		67	169	128	26	5	3	3.7
	(9) 受講生の理解度を適切にしながら授業を進めた。		73	189	140	44	15	0	3.8
	(10) 受講生に授業への参加(質問・発言、討論など)を促した。		107	184	104	55	8	1	3.8
	(11) テキストや参考書の使い方は適切であった。		51	159	160	21	11	4	3.5
	(12) 教育機器の使用は適切であった。		69	147	133	21	8	4	3.7
	(13) 配付された資料・文献等は、授業内容を理解する上で役に立った。		118	220	87	16	6	0	3.9
	(14) 受講生に分かりやすく説明した。		110	174	115	29	3	3	3.8
4 院生自身の授業への取組姿勢	(15) 教員の声は聞き取りやすかった。		151	165	88	14	2	4	4.1
	(16) 授業の文字は見やすかった。		75	194	151	21	3	6	3.7
6 授業に対する満足度	(17) 授業に主体的・積極的に取り組んだ。		118	208	92	20	4	0	3.9
	(18) この授業は、自分自身にとって満足できるものであった。		131	190	104	29	15	1	3.8
6 教員の設定項目	(19) この授業は、自分自身にとって満足できるものであった。		23	13	2	0	0	0	4.4
(20) 新学習指導要領の改訂の趣旨やポイントが理解できた。		20	17	2	0	1	0	4.4	

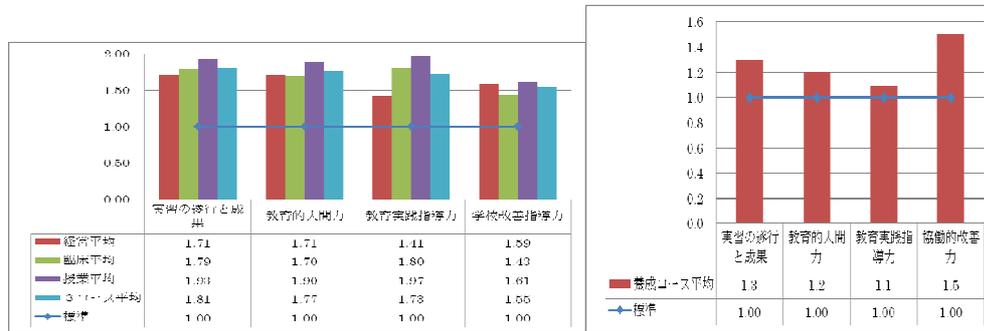
【アンケート集計】コース別選択科目 (学校・学級経営コース：後期6科目)			回答者数(延数)	評価者数					平均値
質問項目			74名	5	4	3	2	1	NA
1 授業概要について	(1) 授業概要で紹介された授業計画は理解しやすく、適切であった。		35	28	12	0	0	0	4.3
	(2) 授業概要や授業中に紹介されたテキスト・参考書は役に立った。		29	38	8	0	1	0	4.2
2 授業の内容等について	(3) 授業の内容には一貫性があった。		34	49	15	0	1	0	4.1
	(4) 教員の高度力の指導に役立つ内容であった。		35	27	9	2	0	0	4.3
4 教員の授業の進め方について	(5) 学校現場のニーズと適合し、学校や地域のリーダーとして指導力を発揮するに役立つ内容であった。		30	31	11	0	2	0	4.3
	(6) 授業開始時や途中の成績評価の方法の説明は、具体的であった。		23	28	19	3	1	0	3.9
	(7) 授業をよく準備し、熱心に教えた。		42	20	8	2	1	0	4.4
	(8) 授業の進め方は適切であった。		23	27	15	2	1	0	4.1
	(9) 受講生の理解度を適切にしながら授業を進めた。		24	27	16	4	3	0	3.9
	(10) 受講生に授業への参加(質問・発言、討論など)を促した。		28	27	14	4	1	0	4.0
	(11) テキストや参考書の使い方は適切であった。		20	31	9	2	1	0	4.1
	(12) 教育機器の使用は適切であった。		18	24	25	4	1	2	3.8
	(13) 配付された資料・文献等は、授業内容を理解する上で役に立った。		30	30	5	2	0	0	4.4
	(14) 受講生に分かりやすく説明した。		34	23	11	3	3	1	4.1
4 院生自身の授業への取組姿勢	(15) 教員の声は聞き取りやすかった。		48	19	5	4	4	0	4.2
	(16) 授業の文字は見やすかった。		18	19	30	5	1	1	3.8
6 授業に対する満足度	(17) 授業に主体的・積極的に取り組んだ。		29	30	14	2	1	0	4.1
	(18) この授業は、自分自身にとって満足できるものであった。		33	23	14	1	4	0	4.1

【アンケート集計】コース別選択科目 (授業実践・カリキュラム開発コース：後期6科目)			回答者数(延数)	評価者数					平均値
質問項目			63名	5	4	3	2	1	NA
1 授業概要について	(1) 授業概要で紹介された授業計画は理解しやすく、適切であった。		18	33	12	0	0	0	4.1
	(2) 授業概要や授業中に紹介されたテキスト・参考書は役に立った。		12	19	19	0	0	0	3.9
2 授業の内容等について	(3) 授業の内容には一貫性があった。		28	27	9	1	0	0	4.2
	(4) 教員の高度力の指導に役立つ内容であった。		27	29	8	4	0	0	4.1
4 教員の授業の進め方について	(5) 学校現場のニーズと適合し、学校や地域のリーダーとして指導力を発揮するに役立つ内容であった。		10	37	14	3	0	0	3.9
	(6) 授業開始時や途中の成績評価の方法の説明は、具体的であった。		14	23	23	0	1	3	3.7
	(7) 授業をよく準備し、熱心に教えた。		31	23	7	2	0	0	4.3
	(8) 授業の進め方は適切であった。		28	28	9	1	0	0	4.3
	(9) 受講生の理解度を適切にしながら授業を進めた。		23	27	15	2	1	0	4.1
	(10) 受講生に授業への参加(質問・発言、討論など)を促した。		35	25	5	1	0	0	4.4
	(11) テキストや参考書の使い方は適切であった。		13	31	16	3	0	0	3.9
	(12) 教育機器の使用は適切であった。		18	19	21	4	0	1	3.8
	(13) 配付された資料・文献等は、授業内容を理解する上で役に立った。		28	24	9	2	0	0	3.9
	(14) 受講生に分かりやすく説明した。		28	20	5	2	0	0	4.3
4 院生自身の授業への取組姿勢	(15) 教員の声は聞き取りやすかった。		22	37	4	0	0	0	4.3
	(16) 授業の文字は見やすかった。		6	28	27	0	0	4	3.4
6 授業に対する満足度	(17) 授業に主体的・積極的に取り組んだ。		31	27	3	2	0	0	4.4
	(18) この授業は、自分自身にとって満足できるものであった。		29	23	6	3	0	0	4.3

【アンケート集計】コース別選択科目 (教員養成特別コース：前期3科目、後期1科目)			回答者数(延数)	評価者数					平均値
質問項目			39名	5	4	3	2	1	NA
1 授業概要について	(1) 授業概要で紹介された授業計画は理解しやすく、適切であった。		9	15	9	4	1	0	3.6
	(2) 授業概要や授業中に紹介されたテキスト・参考書は役に立った。		10	19	11	1	1	0	3.8
2 授業の内容等について	(3) 授業の内容には一貫性があった。		13	10	11	3	2	0	3.7
	(4) 教員の高度力の指導に役立つ内容であった。		12	19	5	0	0	0	4.3
4 教員の授業の進め方について	(5) 学校現場のニーズと適合し、学校や地域のリーダーとして指導力を発揮するに役立つ内容であった。		14	21	9	4	0	0	3.8
	(6) 授業開始時や途中の成績評価の方法の説明は、具体的であった。		3	9	19	8	3	0	3.1
	(7) 授業をよく準備し、熱心に教えた。		10	18	7	1	3	0	3.8
	(8) 授業の進め方は適切であった。		11	13	9	2	1	0	3.9
	(9) 受講生の理解度を適切にしながら授業を進めた。		12	13	7	2	2	0	3.9
	(10) 受講生に授業への参加(質問・発言、討論など)を促した。		15	14	8	1	1	0	4.1
	(11) テキストや参考書の使い方は適切であった。		9	14	13	1	1	0	3.7
	(12) 教育機器の使用は適切であった。		0	3	5	1	1	0	3.8
	(13) 配付された資料・文献等は、授業内容を理解する上で役に立った。		14	11	12	2	0	0	3.9
	(14) 受講生に分かりやすく説明した。		14	13	8	1	0	0	4.1
4 院生自身の授業への取組姿勢	(15) 教員の声は聞き取りやすかった。		20	14	5	0	0	0	4.4
	(16) 授業の文字は見やすかった。		10	7	21	0	0	1	3.8
6 授業に対する満足度	(17) 授業に主体的・積極的に取り組んだ。		12	18	6	1	0	0	4.1
	(18) この授業は、自分自身にとって満足できるものであった。		15	17	4	1	2	0	4.1

(出典 教務課資料)

資料4-1-⑧ 「最終学修成果に係る領域別評価」



(出典 教務課資料)

資料4-1-⑨ 「平成21年度 「最終学修成果報告書」実習課題一覧」

平成21年度 「最終学修成果報告書」実習課題一覧

コース	実習課題
学校・学級経営	『学校と地域との関係構築をねらいとする広聴・広報活動の構想と実践』 ～学校に対する地域の支援的な態度の形成と教員による生徒のよさや特長への気づきを目指して～
	特別支援学校における学校評価システムの構築について ～自己評価と学校関係者評価の連動による学校評価の充実をめざして～
	学校と家庭・地域との連携関係構築に関する研究
	教職員・生徒間の協働意識を基盤とした学校組織文化の創造 ～Starting over the new stream～
	協働的な教育活動によって、「支持的風土」の醸成を図り、生徒たちが生き生きと活動し成長していく学校をつくる
	商業教育の活性化による魅力ある新高校の実現
	学校運営への参画意識を高め、組織力の向上を目指す学校評価の在り方
	教職員の協働意識の下に、学校改善を図る学校評価の在り方
	家庭・地域と響き合う、「共育」の創造
	『家庭の教育力の低下』の観点からみた校内における中学校の生徒指導上の問題の分析及び家庭との連携を深める教員組織の構築
学校臨床実践	学級経営の見直し・改善と学校の活性化
	学校評価を通して学校の教育活動の充実・改善を図る
	『自己を高めようとする力』を学校ぐるみで育成する学校改善の取り組み ～内発的改善モデルを活用した取り組み～
	学校教育課題を共有し、組織の協働力を高める組織開発プログラムの導入 ～生徒を軸とした教育活動の構築を目指して～
	教員の意欲促進を目指した取り組み
	不登校の早期発見・早期対応と校内支援体制の確立
	生徒の学校適応をすすめるために
	小学校における自閉症児を中心としたソーシャルスキル指導の実践的研究
	子どもに寄り添う生徒指導 ～子どもの見立てと共通理解について～
	発達障害のある児童の自尊感情とその児童への共感的理解
授業実践・カリキュラム開発	『臨床心理学の観点に基づいた生徒指導』
	交流学級におけるあたたかい人間関係づくりを図る実践研究
	中学校における教育相談体制と関係諸機関との連携の在り方
	『学校の相談室におけるカウンセリングの実践と課題』
	社会適応できる力を伸ばすコミュニケーション力の育成
	教師力・学校力を生かした外国語活動カリキュラムマネジメントの開発
	小学校と中学校の円滑な接続を目指した小中連携の方略について
	一 小中授業交流研修会の実践を中心に
	中学校における生徒が主体的に活動する「よく分かる授業」の創造
	一 学習意欲と学力向上のための具体的な実践を考える
別室登校生徒のためのカリキュラムマネジメントの開発	
教員養成特別	小学校における双方向コミュニケーションを基盤とした「心豊かに学び、生きる力を育む学習指導」の実践
	『学力向上をめざした学校と家庭の連携による学習プログラムを活かした効果的な授業』
	主体的学習を取り入れた「教えて考えさせる授業」のモデル開発
	一 中学校社会科公民分野の授業を通して

(出典 教務課資料)

また、「最終学生課報告書」に示された実習課題（[貼付資料4-1-⑨](#)）は、その内容が現職教員学生は学校や地域の課題、学部新卒学生は教師としての力量形成と密接に関連したものであり、教職大学院の目的に照らした内容となっている。

以上より、教職大学院の目的に照らした教育の成果や効果が上がるような諸方策を取っており、授業評価や修了認定についても基準を定め、適切に行っている。

基準 ○教職大学院において、学生個人の成長および人材の育成を通じて、その成果が学校・地域に還元できていること。

【基準に係る状況】

教職大学院では、教育委員会等の関係者を交えた「教職大学院カリキュラム開発チーム会議」([貼付資料3-1-⑩:14頁参照](#))を開催し、教育課程・教育方法について継続的に検討している([別添資料4-2-①](#))。その中で、教育委員会側から実習課題と学校現場の課題との共有についての質問がなされるとともに、「校長の判断のもと教員が当該校の課題を持って、学校を代表する形で大学院に入学する等の方策が考えられる」といった考え方が示されている。また、実習については、実習実施責任者である校長による学生の評価と合わせて、実習の成果に関する意見聴取を実施している。

このように、学校・地域の期待する人材の育成が進められるように、学校・地域と大学院の連携を図る実践と組織づくりを進めている。

さらに、既設の修士課程の修了者、学部の卒業者に関しては、現任校の学校関係者からの意見聴取を既に実施しており、「大学機関別認証評価 自己評価書」においてもその内容を公開している。教職大学院は平成21年度に初めての修了者を出した段階にあり、今後は教職大学院においても同様の意見聴取を実施する予定である。

以上より、学生の成長及び人材の育成を通じて、その成果を学校・地域に還元する体制が構築できている。

2 「長所として特記すべき事項」

本学の教職大学院では、学部新卒学生を対象とした「教員養成特別コース」を現職教員学生から独立したコースとして設定している。そこでは、教育現場から求められる力量が異なっていることから、学内でも独自の指導内容を構成するように工夫している。例えば、その学修の成果を振り返ることができるようにするための「課題設定シート」「週録」の作成においても、それぞれで異なる課題と異なる様式が設定されている。また、学生による授業評価においても、例えば実習は現職教員学生とはその目的が異なっていることから、コース独自の評価観点を設定し、評価を行うことで、その結果を実習カリキュラムの改善に生かすように工夫している。

教職大学院では各授業ごとに到達目標を設定し、その教育・学修の成果を到達目標の達成度によって評定する手続きをとっている。各授業については、学生による授業評価を実施している。学生には、単位認定のための総合評価とは別に、到達目標の観点ごとの評定（各授業における個別評定を、観点ごとに平均した総合評定）を示している。さらに、学生自身による到達度に関する自己評価を実施して、学修の成果を確認できるように工夫している。

基準領域5 学生の支援体制

1 基準ごとの分析

基準5-1 A

基準 ○学生相談・助言体制, キャリア支援等が適切に行われていること。

【基準に係る状況】

学生への修学や生活面での支援策としては、入学時に2日間にわたり教育課程、履修手続、学生生活に関する全学的なガイダンスを実施し、さらに教職大学院、コースにおいても詳細なオリエンテーションを実施している。

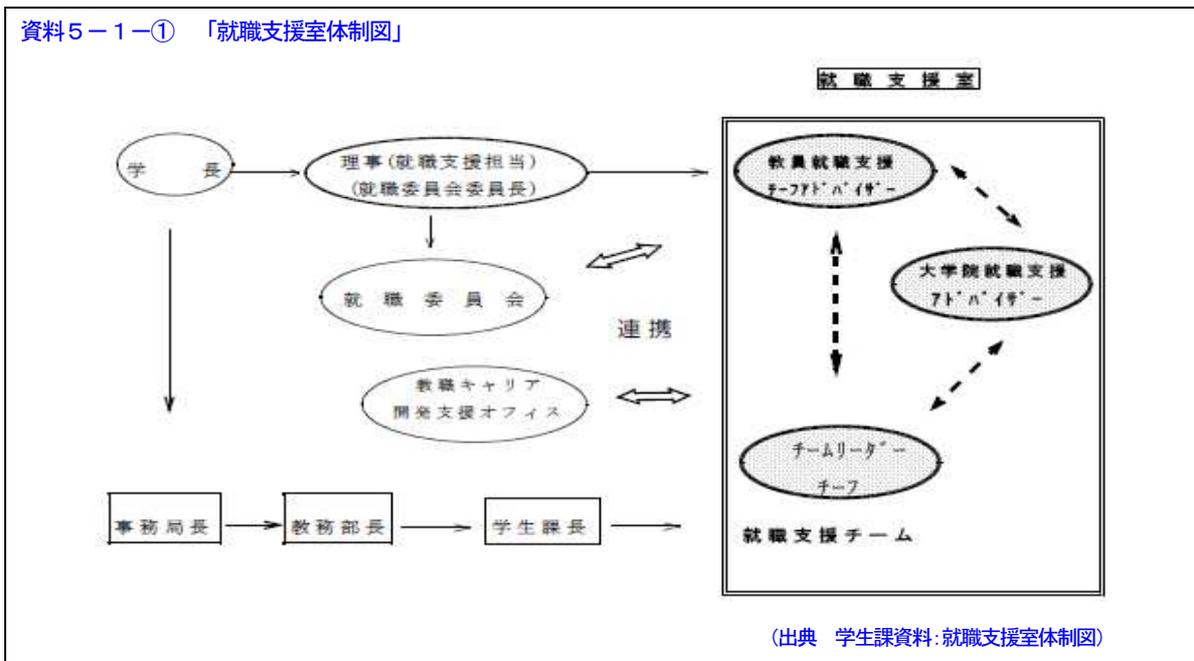
1年次には教職大学院4コースによる横断的編成、2年次にはコースごとの編成による院生研究室がそれぞれに設置されている。そして、学生の修学や生活の状況に関する相談や意見を聞き、指導、助言に応じる担任教員を配置している。

『授業概要(シラバス)』には、授業担当教員のオフィスアワーの曜日、時限等と、メールアドレス等が記載されている。「教職大学院オリエンテーション配布資料」には、教職員名簿が記載されている。担当コースや職名に加え、研究室の所在、内線番号、メールアドレスが明示されている。

教職大学院においては、学生の意見や相談を聴取する場を設定(不定期、年間4回程度)し、具体的、個別的な要望、意見の聞き取りを行っている。学びのポートフォリオとして毎週提出される週録にも、学生が、気づいた点を記入する欄が設けられている。

学部卒学生に対する進路選択のための支援は、全学的な体制において行っている。特に、教員採用試験に係る指導においては、就職委員会委員19人と平成16年に設置された「就職支援室」内の教員就職支援チーフアドバイザー(常勤)及び大学院就職支援アドバイザー(非常勤)が担当している(貼付資料5-1-①)(貼付資料5-1-②)。また、全学的な指導体制の他に、学生のニーズに応じて、学校現場、教育委員会事務局勤務経験のある教職大学院の教員等によって個別指導を実施している。

身体に障害のある学生への施策として、本学の本部棟・講義棟にエレベーターを設置するとともに、構内のバリアフリーや手すりの設置など安全対策を講じており、施設・設備面からの支援を実施している。



平成20・21年度就職支援行事

年月	日時	行事名等	内容	講師等	備考
平成20年7月	16日(水)	教採対策ガイダンス(準備編)	教育実習と教員採用試験との関連性・学習方法について	本学教員(種)	
10月	15日(水)	大学院就職説明会	大学院生への進路指導	大学院生就職支援アドバイザー	
	23, 24日(木, 金)	3年次生合宿研修	3年次生への進路指導・就職活動体験談等	本学教員 学外教職等関係者	
	29日(水)	就職ガイダンス(企業)	企業への就職活動について	リクルート関係者	
11月	5日(水)	教採対策ガイダンス(論作文編)	教員採用試験対策	本学教員(種)	※1
		教採対策ガイダンス(基礎編)	教員採用試験対策	本学教員(種)	※2
		就職ガイダンス(公務員)	公務員試験対策について	東京アカデミー・高松校関係者	
	12日(水)	就職ガイダンス(面接マナー)	面接試験対策①(面接準備)	オフィス・リブルの代表者	
	19日(水)	就職ガイダンス(面接マナー)	面接試験対策②(個人面接)	オフィス・リブルの代表者	
	26日(水)	就職ガイダンス(面接マナー)	面接試験対策③(集団面接)	オフィス・リブルの代表者	
	29日(土)	教採実技ガイダンス(個人)	模擬授業・個人面接(1回目)	本学教員及び学外教職関係者	
12月	3日(水)	就職ガイダンス(面接マナー)	面接試験対策④(グループディスカッション)	オフィス・リブルの代表者	
	17日(水)	就職ガイダンス(面接マナー)	面接試験対策⑤(まとめ)	オフィス・リブルの代表者	
平成21年1月		各教育委員会への情報収集			
2月	14日(土)	本学出身教職関係者との情報交換会	本学出身教職関係者による教採採用状況等について	本学出身の教職就業者	
	18日(水)	就職ガイダンス(公務員)	公務員採用試験制度について	人事院四国事務局外関係者	
	28日(土)	教採実技ガイダンス(集団)	模擬集団面接(1回目)	本学教員	
3月	4日(水)	教員採用模擬試験	受験希望者(1回目)	時事通信社の問題	
4月	10日(金)	教員採用試験対策説明会	教員志望学生への指導・助言	本学教員	
		教採対策ガイダンス(実践編)	一般・教職教養科目等	本学教員	※3
	中旬	教員採用試験説明会(横浜市・大阪府)	横浜市・大阪府教採について	教育委員会関係者	
	下旬	教員採用試験説明会(大阪市・神奈川県・京都府)	大阪市・神奈川県・京都府教採について	教育委員会関係者	
25日(土)	教員採用模擬試験	受験希望者(2回目)	時事通信社の問題		
5月	上旬	教員採用試験説明会(京都市)	京都市教採について	教育委員会関係者	
	中旬	教員採用試験説明会(徳島県・広島県・兵庫県・神戸市)	徳島県・広島県・兵庫県・神戸市教採について	教育委員会関係者	
	下旬	教員採用試験説明会(高知県・香川県)	高知県・香川県教採について	教育委員会関係者	
6月	30日(土)	教採実技ガイダンス(個人)	模擬授業・個人面接(2回目)	本学教員及び学外教職関係者	
	20日(土)	教採実技ガイダンス(集団)	模擬集団面接(2回目)	本学教員及び学外教職関係者	
	上旬~	教採実技ガイダンス(音楽)	音楽実技(弾き歌い:2回実施)	本学教員(木村)	
7月	2日(水)~	教採対策ガイダンス(直前編)	教員採用試験直前講座	本学教員	※4
	上旬	教採実技ガイダンス(体育)	体育実技(ボール・器械運動・水泳:4回実施)	本学教員(坂本, 梅野, 藤田, 南)	
	上旬	教採実技ガイダンス(美術)	図画実技(鉛筆素描:1回実施)	本学教員(武市, 山田)	
	下旬	教採二次対策ガイダンス	神奈川県・東京都等対策	本学教員	
8月	中旬	教採二次対策ガイダンス	徳島県・大阪府・兵庫県等対策	本学教員	

備考 ※1 平成20年11月5日, 12月10日, 平成21年3月4日に実施
(大学院生用特別講座:平成20年11月10日に実施)

※2 平成20年11月5日から平成21年3月4日までの間に実施
(大学院生用特別講座:平成20年11月17日から平成21年2月23日まで(に実施))

※3 平成21年4月10日から平成21年6月25日までの間に実施

※4 平成21年7月1日から平成21年7月9日までの間に実施

ハラスメント防止対策については、全学で規程や行動指針を設定して取り組んでいる。特に、セクシャル・ハラスメントに関しては、「セクシャル・ハラスメントの防止等に関する規程」を定め（貼付資料5-1-③）、心身健康研究教育センターの相談員及び学長の指名する相談員等が相談にあたる体制を整えている。このことはパンフレット等の配布等により、学生に周知されている（貼付資料5-1-④）。アカデミック・ハラスメントの防止に関しては、「鳴門教育大学におけるセクシュアル・ハラスメント等の防止のための教育研究指導等の行動指針」を制定している（貼付資料5-1-⑤）。

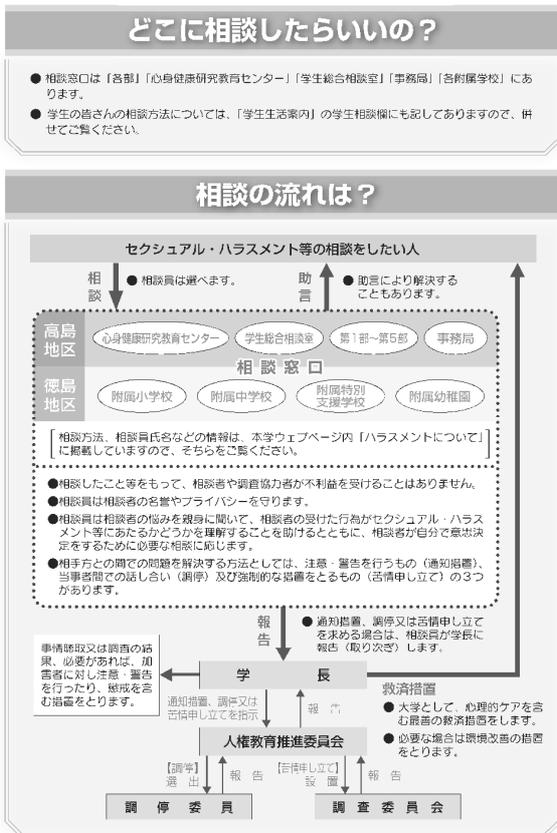
資料5-1-③ 「セクシャル・ハラスメントの防止等に関する規程（抜粋）」

（目的）

第1条 この規程は、国立大学法人鳴門教育大学（以下「本学」という。）のすべての職員、学生、幼児・児童・生徒及びその保護者並びに関係者（以下「職員等」という。）が個人として尊重され、修学、就労、教育及び研究上（以下「修学上等」という。）の環境を保護し維持するため、セクシュアル・ハラスメント（性的嫌がらせ）（以下「セクシュアル・ハラスメント」という。）の防止とその対応等について必要な事項を定めることを目的とする。

（出典 セクシャル・ハラスメントの防止等に関する規程）

資料5-1-④ 「パンフレット『なくそう！ハラスメント！！』（抜粋）」



（出典 パンフレット『なくそう！ハラスメント！！』）

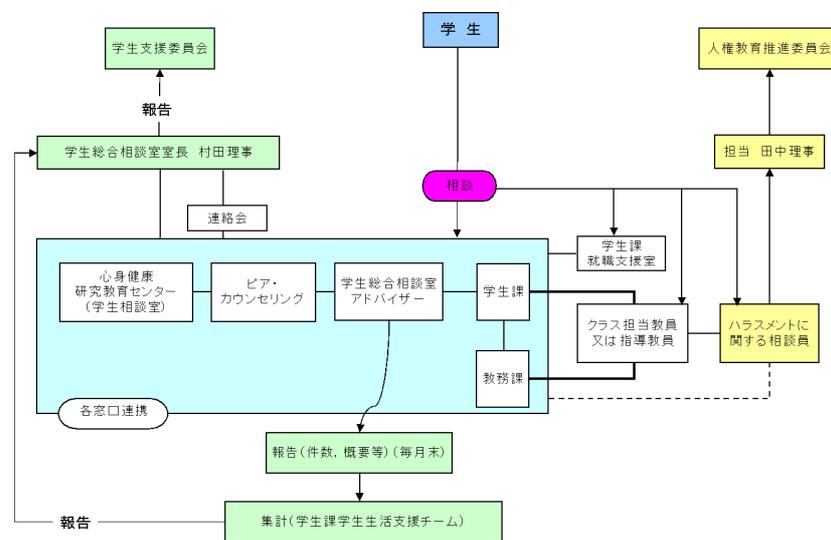
資料5-1-⑤ 「鳴門教育大学におけるセクシュアル・ハラスメント等の防止のための教育研究指導等の行動指針」

The screenshot shows the Naruto University of Education website. The header includes the university name in English and Japanese, along with navigation links for English and Japanese. A sidebar on the left contains various menu items such as '大学院受験生の方へ', '学部受験生の方へ', '教育関係者の方へ', '一般の方へ', '卒業・修了生の方へ', '在学生の方へ', '学部・大学院', '図書館・各センター', '附属学校', '大学概要', '入学案内', '教育・キャンパスライフ', '産学連携', '教育・研究活動', '国際交流', '広報・公開', '社会貢献・生涯学習', '法人情報', '研究者総覧', '関連リンク', '教職員募集', and '教職員向け情報'. The main content area features the title of the document, a breadcrumb trail, and the text of the policy. The policy is dated October 14, 2017, and is signed by the University President. It outlines the university's commitment to a safe environment for research and education, and provides specific guidelines for faculty and students.

学生の健康相談・生活相談に関しては、本学の学生課内に設置する「学生総合相談室」及び心身健康研究教育センターに設置する「学生相談室」において、学生のあらゆる問題、疑問、悩み事の相談に応じる等の支援体制が設けられている（貼付資料5-1-⑥）。「学生総合相談室」の相談員は、担当の教員や事務職員が勤めており（貼付資料5-1-⑦）、「学生相談室」では、専門の医師と看護師が1人ずつ（常勤）、専門カウンセラー（非常勤）及び臨床心理士または医師の資格をもつ教員7人が「精神保健相談」として対応している（貼付資料5-1-⑧）。

資料5-1-⑥ 「学生総合相談体制」

学生総合相談体制フローチャート



(出典 学生課資料：学生総合相談体制)

資料5-1-⑦ 「学生総合相談室」 ※平成21年度版に変更してください

Naruto University of Education
鳴門教育大学

学生総合相談室

TOP > 教育・キャンパスライフ > 学生総合相談室

キャンパスライフのあらゆる問題、疑問、悩み事については、**教務課・学生課の各窓口**へ気軽にご相談ください。
本部棟1階(教務課・学生課内)に**学生総合相談室**を設置しています。**秘密は守られます**ので、安心して利用してください。
なお、相談は電話、電子メール等でも受け付けます。

- 電話番号 088-687-6117, 088-687-6118
- 電子メール kg.gakusei@iim.naruto-u.ac.jp
- 意見箱を設置しています。大学に対する要望等がある場合は投函ください。

設置場所：就職支援室、附属図書館2階、学生会館2階
(クリックすると大学の建物等の配置図が開きます。)

▼学生相談窓口

- ・受付時間
 - ・平日(月～金曜日)の8時30分から18時30分まで
 - ・休業期間中(月～金曜日)の8時30分から17時30分まで(12時～13時除く)
 - ・8月13～15日及び年末年始(12月29日～1月3日)は休業
- ・教員又は事務職員が対応します。

▼学生総合相談室の組織

室長(学生支援担当理事)
↓
学生支援委員会
↓
学生総合相談室
↓
平成20年度相談員(アドバイザー)
長島真人
谷村千絵
粟田高明
吉本佐雅子
川上綾子

(出典 ウェブページ [教育・キャンパスライフ])

参照 URL http://www.naruto-u.ac.jp/06_gakusei/0601_gakusei/gakusei-soudan.html

資料5-1-⑧ 「心身健康センター『精神保健相談』」 ※平成21年度版に変更してください

精神保健相談

本センターでは、不安や悩みなど心理的なことで心配がある人に対して、相談室を設けています。
 修学上または生活上の問題を初めとして、どんな小さな問題や心配ごとにも心おきなく相談を受け、解決への糸口を見いだしてもらいたいことを願っています。
 相談については、精神保健やカウンセリングの専門家が担当しています。

相談内容の**秘密は守られます**ので、気軽にご相談ください。

なお、予約が必要です。事前に電話で照会してください。

相談日時 本学担当教員への相談：随時
 カウンセラーへの相談：水曜日(12時00分～17時00分)

場 所 心身健康研究教育センター内

電 話 088-687-6631

平成20年度心身健康研究教育センター精神保健相談員

氏名	職名	担当コース等
廣瀬 政雄	教授	心身健康研究教育センター所長
井上 和臣	教授	臨床心理士養成コース
山下 一夫	教授	学校臨床実践コース
葛西真記子	教授	臨床心理士養成コース
今田 雄三	准教授	臨床心理士養成コース
小坂 浩嗣	准教授	学校臨床実践コース
佐藤 亨	准教授	学校臨床実践コース
津田 芳見	准教授	特別支援教育専攻
三輪 幸子	カウンセラー	学生相談室

(出典 ウェブページ [教育・キャンパスライフ])

参照 URL http://www.naruto-u.ac.jp/06_gakusei/0666_health-c/soudan2.htm

(基準の達成についての自己評価：A)

- 1) 教職大学院においては、学習環境に適した施設設備が整備されている。また、学生の健康相談、生活相談、各種ハラスメントへの相談・助言体制及びキャリア支援に関しては、オフィスアワー、電子メールの活用及び担任制に加え、学内各機関との連携体制が整備されている。これらのことから、基準5-1は十分に達成できているといえる。

基準5-2 A

○学生への経済支援等が適切に行われていること。

【基準に係る状況】

学生に対する経済支援については、本学の支援体制に基づいている。具体的には、「鳴門教育大学入学料、授業料及び寄宿舎料の免除等に関する規程」を定め、学生の経済面での援助を行うほか(貼付資料5-2-①)、奨学金に関しては「鳴門教育大学日本学生支援機構奨学生推薦選考基準」等を定め、日本学生支援機構に推薦等を行っている。

また、大学院修学休業制度を利用して在学する者を対象とする「授業料特別免除制度」(全額免除)を創設し、平成20年度入学生から適用している。

平成21年度からは、「鳴門教育大学教職大学院生(現職教員)支援基金要項」を定め、教職大学院の現職教員学生を対象に、勤務校実習に係る往復旅費等の負担軽減に資するため、支援金貸与の制度を設けている。(貼付資料5-2-②)

資料5-2-① 「鳴門教育大学入学料、授業料及び寄宿舎料の免除等に関する規程（抜粋）」

第1章 総則

(趣旨)

第1条 鳴門教育大学学則(平成16年学則第1号。以下「学則」という。)第96条第2項の規定に基づく入学料の免除及び徴収猶予、授業料の免除及び徴収猶予並びに寄宿料の免除(以下「入学料、授業料及び寄宿料の免除等」という。)の取扱いについては、他に別段の定めのあるもののほか、この規程の定めるところによる。

(免除等の対象者)

第2条 入学料の免除及び徴収猶予の対象となる者は、鳴門教育大学(以下「本学」という。)に入学する者とし、授業料の免除及び徴収猶予並びに寄宿料の免除の対象となる者は、本学学生とする。ただし、研究生、科目等履修生等については、第19条第1項第1号、第2号及び第25条に規定する免除を除き、対象としない。

(出典 鳴門教育大学入学料、授業料及び寄宿舎料の免除等に関する規程)

資料5-2-② 「鳴門教育大学教職大学院生(現職教員)支援基金要項(抜粋)」

(趣旨)

第1条 この要項は、鳴門教育大学教職大学院生(現職教員)支援基金(以下「基金」という。)に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 基金は、鳴門教育大学学校教育研究科高度学校教育実践専攻に在籍する現職教員(以下「教職大学院生(現職教員)という。)」の経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

(出典 鳴門教育大学教職大学院生(現職教員)支援基金要項)

(基準の達成についての自己評価：A)

1) 教職大学院における経済的支援体制は、入学料、授業料及び寄宿舎料の免除、支援金貸与等が実施され、整備されている。これらのことから、基準5-2は十分に達成できている。

2 「長所として特記すべき事項」

週録、担任制、教職大学院での意見聴取及び学長との懇談会等を通して、学生のニーズの把握が適切に行われ、学生の修学や生活支援に貢献している。平成20年度の学長懇談会で要望された「県外者の実習のための交通費負担への経済面での補助」は、平成21年度「鳴門教育大学教職大学院生(現職教員)支援基金」として実現された。

第6章 基準6：教員組織等

1 基準ごとの分析

基準 ○教育課程を遂行するために必要な教員が適切に配置されていること。

【基準に係る状況】

実践的指導力のある優れた教員を養成するという本学の教育目標を実現するため、教員組織編制のための基本方針を「国立大学法人鳴門教育大学学則」（貼付資料6-1-①）及び「鳴門教育大学教育研究組織規則」（貼付資料6-1-②）に定めている。平成20年度からは、従来までの「5部制」及び「講座制」を廃止し、学部・大学院に捉われない新たな教員組織として、学問領域で構成する「教育部」及び「コース」を新設し、社会のニーズに即した弾力的かつ効率的な学部・大学院教育を行う教員組織を構成している。

資料6-1-① 国立大学法人鳴門教育大学学則（抜粋）

第4節 組織
(学内教育研究施設)

第15条 本学に、地域連携センター、実技教育研究指導センター、高度情報研究教育センター、小学校英語教育センター、教員教育国際協力センター及び予防教育科学教育研究センターを置く。
(厚生補導施設)

第16条 本学に心身健康研究教育センターを置く。
(教員組織)

第19条 本学に、教育研究上の目的を達成するための組織として、教育部を置く。
(センター部)

第21条 本学に地域連携センター、実技教育研究指導センター、高度情報研究教育センター、小学校英語教育センター、教員教育国際協力センター及び心身健康研究教育センターを統括するセンター部を置く。

(出典 国立大学法人鳴門教育大学学則)

参照 URL <http://www.naruto-u.ac.jp/kisoku/img/01gakusoku/101.pdf>

資料6-1-② 鳴門教育大学教育研究組織規則（抜粋）

第1章 総則
第1節 趣旨
(趣旨)

第1条 この規程は、鳴門教育大学（以下「本学」という。）の教育研究組織について定める。

第2章 教員組織
第1節 教育部
(教育部)

第2条 本学に、教員組織として次の学問領域で構成する教育部を置く。

教育部	学 問 領 域
基礎・臨床系教育部	教育学、心理学、医学等
人文・社会系教育部	国語科教育、英語科教育、社会科教育、人間科学等
自然・生活系教育部	数学科教育、理科教育、技術科教育、家庭科教育等
芸術・健康系教育部	音楽科教育、美術科教育、保健体育科教育等

2 本学の教員（附属学校教員を除く。）は、前項に規定する何れかの教育部に所属する。

(出典 鳴門教育大学教育研究組織規則)

参照 URL <http://www.naruto-u.ac.jp/kisoku/img/02kanriune/206.pdf>

教職大学院においては、専任教員は、研究者教員12名、実務家教員10名（うち、1名はみなし実務家）と、専門職大学院設置基準の教員数11名を大きく上回るとともに、バランスよく配置することで、理論と実践のそれぞれの立場からの考え方や知識の提供が可能な体制を構築している。また、教職大学院の授業を担当する専任教員のうち、実務家教員が占める割合は約45%であり、専門職大学院設置基準に定める数の「概ね4割以上」を確保している（貼付資料3-2-①：15頁参照）。理論と実践の融合を図る視点からも、十分な教育組織となっている。教職大学院において中核となる実習科目及び実習と連動する

コース別選択科目（実践課題探求）については、全ての科目において教職大学院の専任教員が担当している（貼付資料6-1-③）。

資料6-1-③ 「授業科目及び担当教員一覧（抜粋）」

「高度学校教育実践専攻」授業科目及び担当教員一覧

区分	領域等	授 業 科 目 名	標準履修年次	単 位	授業形態	形式	担当教員	専任等区分		
共	教育課程の編成・実施に関する領域	カリキュラム編成の実際と課題	1	2	必修	講義 演習	TT	廣瀬 隆司 准教授 村川 雅弘 教授	実専 専	
		学校カリキュラムの開発	1・2	2	必修	講義 演習	TT	服部 勝憲 教授 村川 雅弘 教授	兼担 専	
	教科等の実践的な指導方法に関する領域	授業実践の分析と改善	1	2	必修	講義 演習	TT	小野瀬 雅人 教授 香西 武 教授 梅津 正美 准教授	専 実専他 兼担	
		学習指導の構成と展開	1	2	必修	講義 演習	TT	西村 公孝 教授 廣瀬 隆司 准教授 梅野 圭史 教授	専他 実専 兼担	
		学習評価の実際と課題	1	2	必修	講義 演習	TT	川上 綾子 准教授 香西 武 教授 西村 公孝 教授	専 実専他 専他	
		生徒指導、教育相談に関する領域	生徒指導・教育相談に関するケースカンファレンス	1・2	2	必修	演習	TT	小坂 浩嗣 准教授 井上 和臣 教授 栗飯原 良造 准教授	専 兼担 兼担
	科	学級経営、学校経営に関する領域	学級経営の実際と課題	1	2	必修	講義 演習	TT	久我 直人 准教授 佐古 秀一 教授	実専 専
			学校経営の実際と課題	1・2	2	必修	講義 演習	TT	大西 宏 准教授 佐古 秀一 教授 岩永 定 教授	実専 専 専
		学校教育と教員の在り方に関する領域	教員の在り方に関する実践と課題	1	2	必修	講義 演習	TT	豊成 哲 准教授 栗飯原 良造 准教授 三宮 真智子 教授	実専 兼担 兼担
		その他の領域	乳幼児から児童期の発達支援と課題	1・2	2	選択	講義 演習	TT	橋川 喜美代 教授 浜崎 隆司 教授	兼担 兼担
軽度発達障害児への支援と課題			1・2	2	選択	講義 演習	Om	(後任予定) 教授 井上 とも子 准教授 八幡 ゆかり 教授 島田 恭仁 教授 津田 芳見 准教授 大谷 博俊 准教授	兼担 兼担 兼担 兼担 兼担 兼担	
道徳教育の実際と課題			1・2	2	選択	講義 演習	単	兼松 儀郎 教授	実専	

(出典 鳴門教育大学大学院学校教育研究科高度学校教育実践専攻(教職大学院)設置計画に係る補正計画書)

以上より、教員は、各教育部に所属するが、それぞれの定員配置については、大学院設置基準に準拠した定員管理計画に基づき、教育研究評議会及び役員会の審議を経て行っており、教育課程を遂行するために必要な教員を適切に配置している。

教員の教育・研究に関する業績の公開については、「教育研究者総覧」、「自己評価結果報告書」をウェブページで公開している（貼付資料6-1-④、6-1-⑤）。また、学長裁量経費や教育研究プロジェクト経費等に基づく研究成果についても公表している（貼付資料6-1-⑥）。

以上より、教員の教育上及び研究上の業績等を適切に公表している。

資料6-1-④ 「国立大学法人鳴門教育大学教育研究者総覧」

国立大学法人鳴門教育大学教育研究者総覧データベースの御案内
English

所属組織別索引 氏名別索引 データベース検索画面へ

- 本データベースは、本学教員の教育研究の状況を広く社会に公表し、本学と社会との相互理解と協力関係をより一層強化することを趣旨として構築したものです。
- 掲載対象者は、本学の学長、理事並びに専任の教授、准教授、講師、助教です。
- データ項目は、次の15項目です。なお、データ項目で記載のない個所は表示されません。
 - 【1】氏名
 - 【2】よみがな
 - 【3】ローマ字表記
 - 【4】職名
 - 【5】所属
 - 【6】TEL、FAX、E-mail、個人サイトURL(任意項目です。)
 - 【7】学位
 - 【8】学位論文
 - 【9】現在の研究分野
 - 【10】現在の研究分野の概要
 - 【11】主要担当授業科目
 - 【12】所属学会
 - 【13】学会および社会における主な活動
 - 【14】主要研究業績
 - 【15】学術関係の受賞状況
- データの索引は、【1】所属組織別索引(教育部順)と【2】氏名別索引(50音順)があります。
- 【1】氏名、【2】所属組織、【3】職名、【4】キーワードによる検索が行えます。
- 本データベースの内容は、随時更新されます。
- 本データベースの内容を無断転載することを禁止します。
- 本データベースに関するお問い合わせは、国立大学法人鳴門教育大学総務部企画課企画・評価・広報チーム (ski.kikaku@jim.naruto-u.ac.jp)へお願いします。

所属組織別索引 氏名別索引 データベース検索画面へ

(出典 国立大学法人鳴門教育大学ウェブページ 研究者総覧)
参照 URL <http://www.naruto-u.ac.jp/db/faculty/>

資料6-1-⑤ 「国立大学法人鳴門教育大学教育研究者総覧」

Naruto University of Education

トップページへ 国立大学法人
鳴門教育大学 お問い合わせ 広報 English 検索

大学院受験生の方へ
学部受験生の方へ
教育関係者の方へ
一般の方へ
卒業・修了生の方へ
在学生の方へ

自己評価結果報告書

TOP> 法人情報> 自己評価結果報告書

▼国立大学法人鳴門教育大学自己点検・評価実施要領

鳴門教育大学では、「国立大学法人鳴門教育大学自己点検・評価実施要領」に基づき、1事業年度について、組織としての活動状況を自己点検し、教員については設定した目標に対する自己点検・評価を行っており、その評価結果を公開しています。なお、16年度及び17年度版については書籍として発行しており、その業務実績については業務実績に関する報告書をご参照ください。

- 自己評価結果報告書(平成18年度版)

平成15年度以前の活動状況については、毎年1年間の本学の現状課題への取組み、大学改革への取組み、大学評価・学位授与機構による大学評価、各種会議・各種委員会の活動状況、教育研究活動、各運営組織等の状況について記述し、とりまとめた年次報告書を発行しており、その一部をホームページでも公開しています。

ご覧いただける項目は、以下のとおりです。(下の★●◆をクリック)

- I 総論
- II 各種会議
- III 各種委員会
- IX 社会との連携

★平成13年度版 ●平成14年度版 ◆平成15年度版

〒772-8502
徳島県鳴門市鳴門町
高島字中島748番地
国立大学法人鳴門教育大学

(出典 国立大学法人鳴門教育大学ウェブページ 法人情報 自己評価結果報告書)
参照 URL http://www.naruto-u.ac.jp/01_soumu/0102_kikaku/nenji-top.html

資料6-1-⑥ 「教育研究支援プロジェクト経費一覧(抜粋)」

Naruto University of Education
 国立大学法人
鳴門教育大学
 English 携帯サイト

教育研究支援プロジェクト経費一覧

TOP > 産学連携 > 教育研究支援プロジェクト経費一覧

平成20年度 教育研究支援プロジェクト経費一覧

- 学部・大学院
- 図書館・各センター
- 附属学校
- 大学概要
- 入学案内
- 教育・キャンパスライフ
- 産学連携
- 教育・研究活動
- 国際交流
- 広報・公開
- 社会貢献・生涯学習
- 法人情報

- 研究者総覧
- 関連リンク
- 教職員募集
- 教職員向け情報

〒772-8502
 徳島県鳴門市鳴門町
 高島字中島748番地
 国立大学法人鳴門教育大学

所属コース等	代表者名	プロジェクト名
臨床心理士養成コース	井上 和 臣	ひきこもり傾向の不登校児童生徒の「訪問臨床」に関する臨床心理学的研究
幼年発達支援コース	橋 川 喜美代	自然プロジェクトにおける「幼児教育実践力尺度」の有効性に関する研究
特別支援教育専攻	津 田 芳 見	特別支援教育と発達障害ライフサイクル支援に関する研究
学校・学級経営コース	大 西 宏	学校事務職員の組織化による学校経営の活性化に関する研究
自然系コース(理科)	早 藤 幸 隆	知識社会における教師の科学的教養を高める理科実験教材の開発とその実践的研究
生活・健康系コース(技術・工業・情報)	尾 崎 士 郎	繊維方向材の曲げ加工技術の開発と表現およびものづくり教育への応用 - 教員養成および教師教育内容の高度化に配慮した作品の制作 -
芸術系コース(音楽)	村 澤 由 利 子	教員採用試験における弾き歌いや、音楽科の授業においてピアノ伴奏の際に必要な読譜力や音楽性を養うための教材開発 - 小学校教員養成のためのピアノ教則本(上級) - ピアノへのアプローチ

平成19年度 教育研究支援プロジェクト経費一覧

成果報告書をご覧になれます。プロジェクトの代表者名をクリックしてください。

成果報告書のファイル形式はPDF形式です。
 PDFファイルを見るにはAcrobat Readerが必要となります。

お持ちでない方は右のアイコンをクリックし、ダウンロードページへ移動してください。



所属講座等	代表者名	プロジェクト名
特別支援教育	橋 本 俊 顕	特別支援教育における諸機関との連携に関する研究: 特に就労・社会への移行支援について
幼年発達支援教育	木 村 直 子	大学教員のメンタルヘルスを規定する諸要因に関する実証的研究- 大学教員の職業性ストレスと健康の関連から -
幼年発達支援教育	橋 川 喜美代	省察から研究へと子ども理解を深める保育者育成指標の構築
言語系(英語)教育	前 田 一 平	英語学習の「場」の創造とその支援システムの開発- 英語科教育コースにおける英語学習文化の確立をめざして -
言語系(国語)教育	余 郷 裕 次	絵本のよみあいが自己省察ならびに対人関係力の向上に及ぼす効果について実証的検討とそれを基盤とする

(出典 国立大学法人鳴門教育大学ウェブページ 教育・研究活動 教育研究支援プロジェクト経費一覧)

参照 URL http://www.naruto-u.ac.jp/02_kaikei/0204_kenkyu/ichiran.htm

基準 ○教員の採用及び昇格等の基準が、適切に定められ、運用されていること。

【基準に係る状況】

本学の教員選考については、「国立大学法人鳴門教育大学教員選考規程」で、教員選考を適正かつ円滑に行うために必要な手続きについて定めており（貼付資料6-2-①）、「国立大学法人鳴門教育大学教員選考基準に関する規則」（貼付資料6-2-②）、「国立大学法人鳴門教育大学の教員選考手続きに関する申合せ」（貼付資料6-2-③）等に基づき、原則公募制としている。特に、「教員選考調書」の「業績目録」中に、研究業績に加え「教育上の能力」に係る項目を設けるなど、適切に運用しており、教職大学院において必要とされる教育研究上の指導能力の評価を十分に行っている。

資料6-2-① 「国立大学法人鳴門教育大学教員選考規程（抜粋）」

（趣旨）

第1条 この規程は、国立大学法人鳴門教育大学教員選考基準に関する規則（平成16年規則第21号）に基づく教授、准教授、講師及び助教（以下「教員」という。）の選考を適正かつ円滑に行うために必要な手続きについて定める。

（出典 国立大学法人鳴門教育大学教員選考規程）

参照 URL <http://www.naruto-u.ac.jp/kisoku/img/03jinji/311.pdf>

資料6-2-② 「国立大学法人鳴門教育大学教員選考基準に関する規則（抜粋）」

（趣旨）

第1条 この規則は、国立大学法人鳴門教育大学の教員（教授、准教授、講師、助教及び助手をいう。）の選考基準について定める。
（選考基準）

第2条 教員の選考は、次条から第7条までに規定する資格を有する者について、人格、識見、教育研究業績、経歴、学会及び社会における活動、健康状態等を総合的に審査して行う。

（出典 国立大学法人鳴門教育大学教員選考基準に関する規則）

参照 URL <http://www.naruto-u.ac.jp/kisoku/img/03jinji/310.pdf>

資料6-2-③ 「国立大学法人鳴門教育大学の教員選考手続きに関する申し合わせ（抜粋）」

- 1 国立大学法人鳴門教育大学教員選考委員会要項第4条第2項に規定する教員の公募の申出は、別記様式第1号の教員公募申請書を提出して行うものとする。
- 2 国立大学法人鳴門教育大学教員選考規程第6条の規定に基づき学長に提出する教員選考候補者決定報告書及び国立大学法人鳴門教育大学教員選考委員会要項第7条の規定に基づき人事委員会委員長に提出する教員選考候補者選定報告書に添付する教員選考調書及び業績目録は、別記様式第2号により作成するものとする。

（出典 国立大学法人鳴門教育大学教員選考手続きに関する申合せ）

また、「徳島県教育委員会との人事交流に関する協定書」（別添資料6-2-④）に基づき、3年任期の小学校の現職教員1名を准教授として採用するとともに、教職経験及び教育関連行政における勤務経験等、豊富な実務経験を有するみなし実務家教員を配置することで、実践現場の動きを恒常的に導入するための配慮を行っている。

なお、「国立大学法人鳴門教育大学教員の再任手続きに関する細則」を制定し運用することで、人事の活性化を図り、流動性を高めている（貼付資料6-2-⑤）。

資料6-2-⑤ 「国立大学法人鳴門教育大学教員の再任手続きに関する細則（抜粋）」

（趣旨）

第1条 この細則は、国立大学法人鳴門教育大学教員の任期に関する規程（平成18年規程第2号。以下「規程」という。）第6条の規定に基づき、国立大学法人鳴門教育大学（以下「本学」という。）の教員の再任手続きに関し、必要な事項を定める。

（再任審査）

第2条 教員の再任審査は、教育研究評議会において行う。

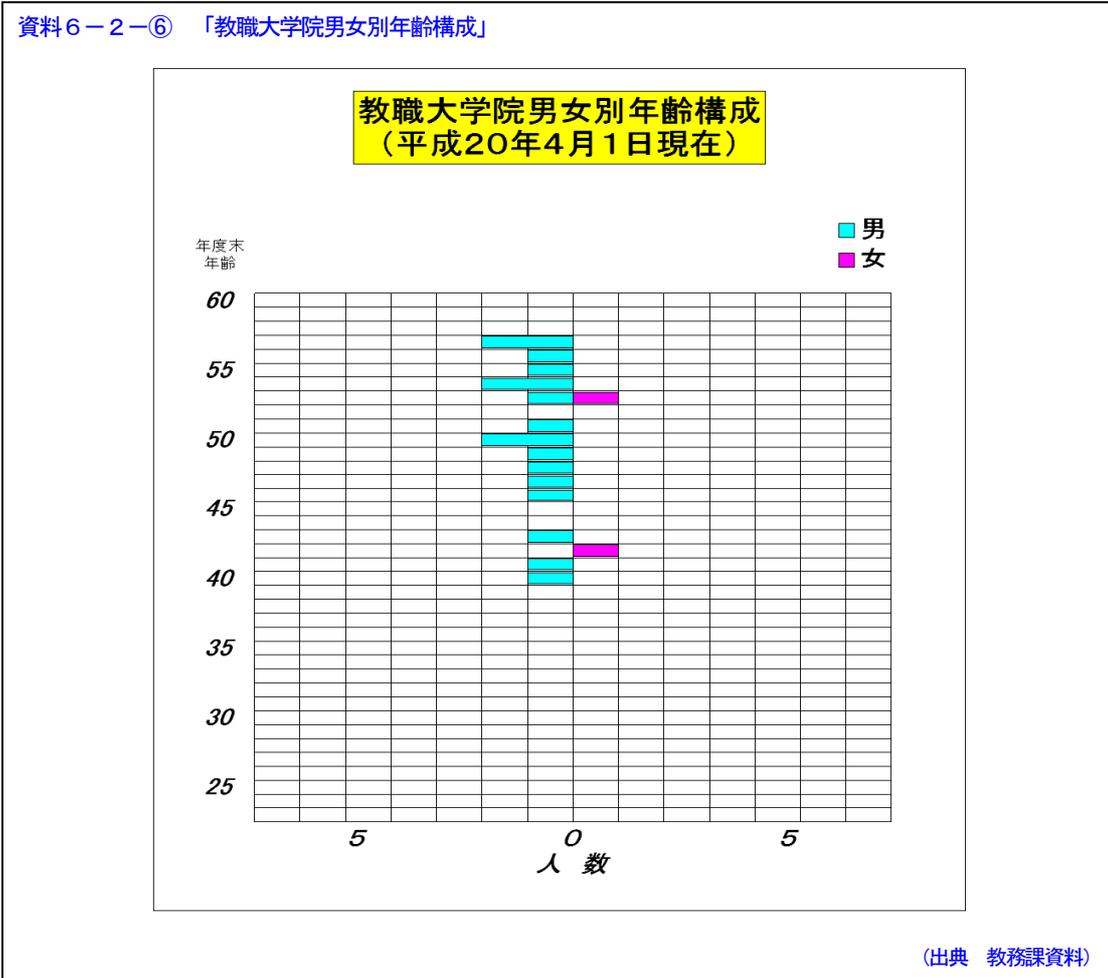
- 2 前項の教員の再任審査は、第4条第4項で定める業績評価報告書により行うものとする。

（業績評価）

第3条 規程第4条第1項で定める業績評価は、人事委員会が行う。

（出典 国立大学法人鳴門教育大学教員の再任手続きに関する細則）

教員の年齢及び性別の構成に関しては、[貼付資料6-2-⑥](#)に示すとおりである。



また、教員の昇格基準は、「教員選考基準」に採用基準と昇格基準を明記しており ([貼付資料6-2-⑦](#))、それに基づき、教授、准教授、講師、助教については教員選考委員会を組織し、人事委員会、教育研究評議会の審議を経て決定している。以上より、教員の採用及び昇格等の基準を適切に定め、運用している。

資料6-2-⑦ 「国立大学法人鳴門教育大学教員選考基準に関する規則 (抜粋)」

(教授の資格)

第3条 教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

- (1) 博士の学位 (外国において授与されたこれに相当する学位を含む。) を有し、研究上の業績を有する者
- (2) 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者
- (3) 学位規則 (昭和28年文部省令第9号) 第5条の2 に規定する専門職学位 (外国において授与されたこれに相当する学位を含む。以下「専門職学位」という。) を有し、当該専門職学位の専攻分野に関する実務上の業績を有する者
- (4) 大学において教授、准教授又は専任の講師の経歴 (外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。) のある者
- (5) 芸術、体育等については、特殊な技能に秀でていと認められる者
- (6) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者
- (7) 初等中等教育において特に優れた教育経験を有し、かつ、教育行政、学校運営又は教育相談等において、特に優れた実績を有すると認められる者

(准教授の資格)

第4条 准教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

- (1) 前条各号のいずれかに該当する者
- (2) 大学において助教又はこれに準ずる職員としての経歴 (外国におけるこれらに相当する職員としての経歴を含む。) のある者
- (3) 修士の学位 (外国において授与されたこれに相当する学位を含む。以下同じ。) 又は専門職学位を有する者

<p>(4) 研究所、試験所、調査所等に5年以上在職し、研究上の業績を有する者</p> <p>(5) 専攻分野について、優れた知識及び経験を有すると認められる者</p> <p>(6) 初等中等教育において優れた教育経験を有し、かつ、教育行政、学校運営又は教育相談等において、優れた実績を有すると認められる者</p> <p>(講師の資格)</p> <p>第5条 講師となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 第3条又は前条に規定する教授又は助教授となることのできる者</p> <p>(2) その他特殊な専攻分野について、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者</p> <p>(助教の資格)</p> <p>第6条 助教となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。</p> <p>(1) 第3条各号又は第4条各号のいずれかに該当する者</p> <p>(2) 修士の学位（医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程を修了した者については、学士の学位）又は専門職学位を有する者</p> <p>(3) 専攻分野について、知識及び経験を有すると認められる者</p> <p>(助手の資格)</p> <p>第7条 助手となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 学士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者</p> <p>(2) 前号の者に準ずる能力を有すると認められる者</p> <p style="text-align: right;">(出典 国立大学法人鳴門教育大学教員選考基準に関する規則)</p>
--

基準 ○教育の目的を遂行するための基礎となる教員の研究活動等が行われていること。

【基準に係る状況】

教員の教育・研究活動に関する評価は、「国立大学法人鳴門教育大学評価委員会」の下、「自己点検・評価」及び「業績評価」として実施している（別添資料6-3-①、6-3-②）。その結果は、教員個人の教育・研究活動に対する自己啓発に資するとともに、教育・研究費の配分及び給与に反映している。教員の教育・研究の状況については、研究者総覧、自己評価結果報告書、シラバスに明記し公開している。

教職大学院においては、「自己点検・評価委員会」、「連携協力校運営チーム」、「FD委員会」を組織し、教育課程の編成・評価・開発を行っている。前述のとおり、全ての授業に対し「大学院生による授業評価アンケート」を実施し、その結果を受けて教員が報告書を作成し、さらにその報告書にFD委員会が評価結果のコメントを付す体制を取っており、授業の改善に活用している。

授業担当教員の研究活動内容は、「教育研究者総覧」に示すとおりであり、教育内容と教員の研究活動との整合性は図られている。また、鳴門教育大学、兵庫教育大学、上越教育大学の3教育大学による「教職大学院の実習等のFDシステム共同開発」が、文部科学省大学改革推進事業「専門職大学院等における高度専門職業人養成教育推進プログラム」（平成20～21年度）に採択され、現在、これまでの3教育大学の学校教育における実践研究の成果や連合大学院の連携を活かし、教職大学院のカリキュラムの中核を担う「実習」、「課題研究」に焦点化したFDシステムを開発するための共同研究を行っている。

以上より、教育の目的を遂行するための基礎となる教員の研究活動等が実施できている。

基準 ○教育課程を遂行するために必要な教育支援者（例えば事務職員、技術職員等）が適切に配置されていること。

【基準に係る状況】

教職大学院の教育課程を遂行するために必要な教育支援者として、教務課に教育支援担当の事務職員を配置している。また、教職大学院の円滑な実習運営等を行うことを目的として設置している教育支援組織「教職大学院コラボレーションオフィス」

を設置し、オフィス長（専任教員1名）とコーディネーター（各コースより専任教員1名、計4名）とともに、専従のチーフコーディネーター（実務経験者1名）と事務スタッフ（1名）が教育課程を遂行するための企画及び運営、院生からの履修相談等支援を行っている（貼付資料6-4-①）。

以上より、教育課程を遂行するために必要な教育支援者を適切に配置している。

資料6-4-① 「教職大学院コラボレーションオフィス」

教職大学院コラボレーションオフィス

規則の根拠	職 員		任 期	備 考
	職 名	氏 名		
4-(1)	オフィス長	佐 古 秀 一	20.4.1～21.3.31	専攻長(教授)
4-(2)	チーフ コーディネーター	藤 枝 博	20.4.1～21.3.31	
4-(3)	コーディネーター	久 我 直 人	20.4.1～22.3.31	学校・学級経営コース (准教授)
4-(3)	コーディネーター	小 坂 浩 嗣	20.4.1～22.3.31	学校臨床実践コース (准教授)
4-(3)	コーディネーター	川 上 綾 子	20.4.1～22.3.31	授業実践・カリキュラム開発 コース(准教授)
4-(3)	コーディネーター	葛 上 秀 文	20.4.1～22.3.31	教員養成特別コース (准教授)
4-(4)	副 専 攻 長	小 野 瀬 雅 人	20.4.1～21.3.31	学長指名

【計 7人】

鳴門教育大学教職大学院コラボレーションオフィス規程
(組織等)

第4条 オフィスに、次に掲げる職員を置く。

- (1) 鳴門教育大学教職大学院コラボレーションオフィス長
- (2) 鳴門教育大学教職大学院コラボレーションオフィスチーフコーディネーター
- (3) 鳴門教育大学教職大学院コラボレーションオフィスコーディネーター
- (4) 学長が必要と認めた者

2 オフィス長は、鳴門教育大学大学院学校教育研究科高度学校教育実践専攻長をもって充てる。

3 チーフコーディネーターは、教育現場での実務経験を有する者をもって充てる。

4 コーディネーターは、高度学校教育実践専攻の教育を担当する専任教員4人をもって充てる。

(任期)

第5条 オフィス長、チーフコーディネーター及び学長が必要と認めた者の任期は、それぞれ1年とし、再任を妨げない。
ただし、欠員が生じた場合の任期は、前任者の残任期間とする。

2 コーディネーターの任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の任期は、前任者の残任期間とする。

(出典 教務課資料)

基準 ○授業負担に対して適切に配慮されていること。

【基準に係る状況】

教職大学院の授業科目は、学年進行中のため全てを開講するに至っていないが、教職大学院設置計画書のとおり計画的に実施している。開設授業科目に対する専任教員が担当する授業科目、担当単位数は平均 1.3 単位であり、専任教員個々が担当する授業担当単位数は平均 18.9 単位である（別添資料6-5-①）。このように教職大学院の専任教員が担当する授業数は、大きな偏りはなく、適切に担当を割り振っている。

また、教職大学院と既設の修士課程等を担当する専任教員（ダブル専任3名）が教職大学院の授業を担当することによる負担については、コース所属教員が均等に担当しており、負担を軽減している（別添資料6-5-②）。

さらに、教職大学院の各コース担当の学生定員に対する各教員の学生指導数は平均 2.47 人であり、適切に担当を割り振っている（貼付資料6-5-③）。

資料6-5-③ 「学生指導の状況」

学生指導の状況

コース名等		学生定員	専任教員数	学生指導数
学校・学級経営コース	現職教員 対象	10	6	1.66
学校臨床実践コース		15	4	3.75
授業実践・カリキュラム開発コース		15	6	2.5
教員養成特別コース	学部卒対象	10	5	2.0
計		50	21	2.47

(出典 企画課資料)

基準 ○連携協力校との連絡調整のための組織が整備されていること。

【基準に係る状況】

教育委員会、連携協力校との連絡調整・連携をより一層推進する組織として、「コラボレーションオフィス」を設置し（[貼付資料6-4-①: 46頁参照](#)）、実習の運営に関する教育委員会、連携協力校との連絡・調整業務、研修支援、研究支援に関する企画業務を実施している。実習中に生じる問題対応は、原則として、このオフィスが行うこととしている。実習校側から連絡を受けた後、コーディネーターが連絡調整を行い、問題の解決に当たるとともに、訪問指導等のスケジュール管理も行っている。

また、「連携協力校運営チーム」を設置し（[貼付資料3-2-⑫: 25頁参照](#)）、実習科目全般に関する企画・評価、教授法・評価法の開発、実習担当教員及び実習実施担当者に対するFD、実習の評価等を実施している。

以上より、連携協力校との連絡調整のための組織を整備している。

基準 ○教育課程、授業科目の実施における教員間の連絡調整のための組織が整備されていること。

【基準に係る状況】

教育課程、授業科目の実施における教育間の連絡調整と意思決定は、教職大学院の専任教員の全員が参加する「専攻会議」を設置し（[貼付資料6-7-①](#)）、月1回定例の会議を開催している。

また、2週間に1回程度「コラボ会議」（構成：コラボレーションオフィスのオフィス長、コーディネーター、事務担当者）を設置し、教育委員会、連携協力校等と迅速に対応できる体制としている。

以上より、教育課程、授業科目の実施における教員間の連絡調整のための組織を整備している。

資料6-7-① 「鳴門教育大学教育研究組織規則（第7条抜粋）」

第3節 専攻会議

（専攻会議）

第7条 各専攻に、当該専攻の教育を担当する教員をもって構成する専攻会議を置くものとする。ただし、人間教育専攻及び教科・領域教育専攻については、置かないことができる。

2 専攻会議に議長を置き、専攻長をもって充てる。

3 専攻会議は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 各専攻の教育課程の編成に関する事項
- (2) 学位論文（専門職学位課程にあつては、学修評価）、選抜試験、課程の修了及び就職等に関する事項
- (3) 大学院学校教育研究科委員会等から検討を依頼された事項
- (4) その他専攻長が必要と認めた事項

（出典 「鳴門教育大学教育研究組織規則」）

参照 URL <http://www.naruto-u.ac.jp/kisoku/img/02kanriune/206.pdf>

2 「長所として特記すべき事項」

（1）教育の質保障のための組織体制整備

教育の質保障のための組織体制整備を以下のように進めている。

①授業実践の組織体制

理論と実践の往還を具現化する授業を実施するために、研究者教員と実務家教員が2人ないし3人がチームとなり、TT 授業を実施している。

②「教職大学院の実習等のFD システム共同開発」（文部科学省大学改革推進事業 「専門職大学院等における高度専門職業人養成教育推進プログラム」（平成20～21年度）を進める組織体制の整備

教職大学院において、高度専門職業人をより効果的に養成するカリキュラム開発を目的とした3つの部会が設定され、兵庫教育大学、上越教育大学と共同組織を設定した。

兵庫教育大学が主管となって取り組む第1ワーキンググループに2名の専任教員が参加し、鳴門教育大学が主管となって取り組む第2ワーキンググループには、専攻長以下8名の専任教員が参加し、さらに上越教育大学が主管となって取り組む第3ワーキンググループには、2名の専任教員が参加し、共同開発に取り組んでいる。

③FD 委員会組織を中心としたFD システムの確立と展開

全ての授業に対して「大学院生による授業評価」を実施し、その結果を受けて授業者が授業の自己分析、報告書作成を行っている。さらにFD委員会が自己評価結果を評価する体制を整え、不断の授業改善システムを構築している。

④教育委員会等、学校関係者との連携による質保障体制の整備

「連携協力校運営チーム」を組織するなど、教育委員会、連携協力校の学校関係者によるFD、実習評価を行う体制を整えている。実習の内容・方法等の改善、院生指導の在り方等における忌憚のない意見を吸い上げ、不断の改善を推進するシステムを構築している。

以上、①～④のように教職大学院にかかわる全ての立場から全方位的な評価が得られるシステムとそれを支える体制を整えている。

（2）広報にかかる組織体制整備

設置から2年が経過したが、その教育の内実はそれほど周知されていない状況にある。教職大学院での院生の学びの内実等を周知し、高度専門職業人の養成に応える仕組みとしての教職大学院と、そこで学びたい（学ばせたい）というニーズを高めることは、そ

のまま教育の質保障につながることを考える。そのため、広報組織についても以下のような創発的組織を立ち上げながら精力的に展開している。

- ①全国主要都市における大学院説明会の実施体制整備
- ②各都府県教育委員会への訪問、広報体制整備
- ③現在、院生を派遣いただいている県への広報誌の作成・配布体制整備
- ④徳島県教育委員会、並びに県下市町村教育委員会への広報体制の整備

最終的には、各学校の各教員まで、教職大学院の理念やそこでの学修内容を周知できるように、広報活動を工夫・推進し、そのための体制整備をさらに進めていく計画を構想している。

基準領域 7 施設・設備等の教育環境

1 基準ごとの分析

基準 7-1 A

- 教職大学院の教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備並びに図書、学術雑誌等の教育研究上必要な資料が整備され、有効に活用されていること。

[基準に関わる状況]

施設・設備に関して、現職教員対象の3コースでは、昨年度（平成20年度）は教職大学院1年目であるため、1年次生用の院生室のみが設置されたが、本年度（平成21年度）は主として2年次生が利用するための部屋として、①資料分析実習室（1室×3コース）、②ゼミナール室（6室）、③資料編集室（1室）、④資料室（1室）が設置された。いずれも、授業や院生の自主学習・情報交換に有効に活用されている。学部卒業程度の学生を対象とする教員養成特別コースでは、昨年度設置した2室のうち1室を2年次用として整備した。それら2室と、昨年度「教職大学院の授業等に優先的に使用できる」と報告した部屋（セ107等）では、院生が自主学習を行うだけでなく、実習において実践する授業の準備や、模擬授業、実践映像の分析を行う場としても活用されている。

《資料「平成21年度新たに整備した教職大学院関連施設」》

- ①教職大学院資料分析実習室（3室）…人文棟 A417、A421（左）、A421（右）
 - ②教職大学院ゼミナール室（6室）…人文棟 A416（左）、A423、A515、A717(A+B)、A717(C)、A717(D)
 - ③教職大学院資料編集室（1室）…人文棟 A422
 - ④教職大学院資料室（1室）…人文棟 A416（右）
- 教職大学院院生研究室（1室）…地域連携センター セ308

※その他の教職大学院関連施設は、昨年度の「鳴門教育大学教職大学院自己評価書」のとおりであり、整備済みである。

（参考資料：鳴門教育大学平成22年度キャンパスMAP（平面図） pp. 2-4、14）

新たに設置した部屋には昨年度同様、ネットワークやカラープリンタ、スキャナー等を設置し、教育研究のために利用可能となっている。教職大学院院生研究室（セ308）では、院生が自主学習や実習で利用できるよう、ノートPC（3台）、書画カメラ（3台）、ビデオカメラ（5台）を新たに整備した。情報機器の利用は、全学共通施設である高度情報研究教育センター及び学内各棟の端末室でも利用できる。高度情報研究教育センターでは本年度2月にシステムのリプレイスが行われたため、今後、教育研究活動での利便性が向上すると期待される。

図書、学術雑誌等に関しては、附属図書館に実践的研究のための資料が蓄積されているが、必要な資料については各コースで系統的恒常的に整備を進めている。

（基準の達成についての自己評価：A）

教職大学院の教育研究組織及び教育課程に対応した施設等が整備され、稼働率も高く有効に活用されており、基準を十分に達成していると言える。

2 「長所として特記すべき事項」

該当なし。

第8章 基準8：管理運営等（含む、情報公開）

1 基準ごとの分析

基準 ○各教職大学院の目的を達成するために必要な管理運営のための組織及びそれを支える事務組織が整備され、機能していること。

【基準に係る状況】

教職大学院の管理運営に関する事項を審議するため、専攻会議及びコース会議を設置している。専攻会議及びコース会議の構成、審議事項は、「鳴門教育大学教育研究組織規則第6～9条」に規定している（貼付資料8-1-①）。専攻会議等は、定期的かつ臨時に開催することとしている。

資料8-1-① 「鳴門教育大学教育研究組織規則（第6条～第9条抜粋）」

第2節専攻長及び副専攻長

（専攻長等）

第6条 各専攻に、学則第25条第2項に規定する専攻長を置く。

- 2 専攻長は、当該専攻における教育及び運営に係る業務を掌理する。
- 3 各専攻に専攻長の業務を補佐するため、必要に応じて、副専攻長を置くことができる。

第3節専攻会議

（専攻会議）

第7条 各専攻に、当該専攻の教育を担当する教員をもって構成する専攻会議を置くものとする。ただし、人間教育専攻及び教科・領域教育専攻については、置かないことができる。

- 2 専攻会議に議長を置き、専攻長をもって充てる。
- 3 専攻会議は、次の各号に掲げる事項について審議する。
 - (1) 各専攻の教育課程の編成に関する事項
 - (2) 学位論文（専門職学位課程にあつては、学修評価）、選抜試験、課程の修了及び就職等に関する事項
 - (3) 大学院学校教育研究科委員会等から検討を依頼された事項
 - (4) その他専攻長が必要と認めた事項

第4節コース長及びコース会議

（コース長）

第8条 各コースに、教育及び運営に関する業務を処理するため、コース長を置く。

（コース会議）

第9条 各コースに、当該コースに配属された教員をもって構成するコース会議を置く。

- 2 コース会議に議長を置き、コース長をもって充てる。
- 3 コース会議は、次の各号に掲げる事項について審議する。ただし、専攻会議を置かない専攻のコースにあつては、第7条第3項各号に掲げる事項を含む。
 - (1) 各コースの教育課程の編成等に関する事項
 - (2) その他コース長が必要と認めた事項

（出典 「鳴門教育大学教育研究組織規則」）

参照 URL <http://www.naruto-u.ac.jp/kisoku/img/02kanriune/206.pdf>

教職大学院の管理運営のための組織として、「教職大学院コラボレーションオフィス」を置き（貼付資料6-4-①：■頁参照）、総務課、企画課、教務課、入試課と連携を取りながら、教職大学院の管理運営業務を遂行している。教職大学院の運営上、教育委員会、学校との連携、教育課程等について迅速な意思決定を行う必要があることから、コラボレーションオフィス担当教員、事務担当者、コラボレーションオフィスのチーフコーディネーターを構成員とする「コラボ会議」を2週間に1回程度の頻度で開催している。

以上より、教職大学院の目的を達成するために必要な管理運営のための組織及び事務組織が整備され、機能している。

基準 ○教職大学院における教育活動等を適切に遂行できる財政的基礎を有していること。

【基準に係る状況】

本学では、各コース等における教育研究の経費は、それぞれのコースの教員の研究業績（業績評価による傾斜配分）、学生数等を勘案して配分されている。教職大学院についてもこの経費配分の原則に従って、各コースに研究・教育費の配分が行われている（貼付資料8-2-①）。

以上より、教職大学院の教育研究を適切に執行できる財政的基盤は整備されている。

資料8-2-① 「学内予算編成方針（抜粋）」

（コース等予算編成基準）

I コース等予算（大学分）編成基準

1. コース等予算（大学分）は、特別支援教育専攻及び各コースに配分する。
2. 中期計画を達成するための重点予算として、学長裁量経費を予算編成当初に措置する。
なお、学長裁量経費の措置方法については、別に定める。
3. 学内共通管理経費は、共通雑誌購入費、製本費、学生用等図書購入費、電子ジャーナル購入費及び実地教育受入経費とし、当該経費を所掌する委員会からの要求に基づき積算額を決定しコース等予算（大学分）より充当する。

○編成方法

1. コース等経費は当該年度の5月1日現在の教員数、学生数により積算する。
2. 「教員数積算分」コース等経費の30%とし、1.の員数により配分単価を算出する。
3. 「学生数積算分」コース等経費の15%とし、1.の員数及び収入・支出概算要求書積算単価を基に、大学院学生・学部学生別に配分単価を算出し、コース等に所属している学生数に応じて配分する。
4. 「大学分」 コース等経費の55%とし、配分方針については、別に定める。
5. 上記により編成された予算額を目的別科目に分類し配当する。
6. 新規採用教員の取扱いについては下記のとおりとし、財源は学長裁量経費より配分する。

「教員数積算分」は採用時に配分単価を月割により配分する。
「学生数積算分」は配分しない。
「大学分」は別に定める。

（出典 学内予算編成方針）

基準 ○各教職大学院における教育活動等の状況について、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に情報が提供されていること。

【基準に係る状況】

教職大学院の目的、教育方法、指導方法、教員組織等を教育委員会、学校、教員等に広報する方策として、「教職大学院ガイドブック」を作成し、教育委員会、学校等に配付している。本学ウェブページにおいてもこれを公開しており、学内外から自由に閲覧できる（貼付資料8-3-①）。ウェブページでは、この他にも、大学院入試案内、大学院紹介用のビデオを公開（貼付資料1-3-①：■頁参照）している。

以上より、教育活動等の状況について、広く社会に周知を図っている。

資料8-3-① 「国立大学法人鳴門教育大学ウェブページ『大学院受験生の方へ』」

最新版を張り付け

（出典 鳴門教育大学ウェブページ 大学院受験生の方へ）
参照URL <http://www.naruto-u.ac.jp/menu/master.html>

基準 ○各教職大学院における教育活動及び管理運営業務等に関する自己点検・評価及び外部評価等の基礎となる情報について、**適宜** 調査及び収集を行い、適切な方法で保管されていること。

【基準に係る状況】

教職大学院には、「教職大学院自己点検・評価委員会」(貼付資料8-4-①)、「FD委員会」を設置し、教育活動、管理運営に関する自己点検・評価を行う体制を整えている。

教育活動に関しては、全ての学生に週ごとに「リフレクションシート等」(貼付資料3-1-⑤、3-1-⑥：■頁参照)を作成させ、講義、演習、実習科目について学生の学習状況と問題点をタイムリーに把握できる体制を整えている。また、全ての授業科目について授業評価を実施している(別添資料4-1-②～4-1-④)。また、その結果に基づき、「平成20年度教職大学院授業評価報告書」を刊行した(2009年9月30日)。

外部評価については、上述の「自己点検・評価委員会」の構成員に他専攻の教員を加え、教職大学院の管理運営評価を受ける体制を整えている。また、「カリキュラム開発チーム」においても、四国4県の教育委員会関係者を構成員として加え、教職大学院の教育活動、運営について外部からの評価を受ける体制を整えている。

これらの資料については、「教職大学院コラボレーション・オフィス」でファイリングし、文書管理規則に沿って保管されている。

以上より、自己点検・評価の推進体制、関連する情報の収集保管体制等は整備されており、適切な方法で保管されている。

資料8-4-① 「教職大学院自己点検・評価委員会」⇒ 平成21年度版に差し替え

教職大学院自己点検・評価委員会

規則の根拠	職 員		任 期	備 考
	職 名	氏 名		
5-2-(1)	理 事	田 中 雄 三		教育研究担当理事
5-2-(2)	専 攻 長	佐 古 秀 一	20.4.1～21.3.31	委員長
5-2-(3)	副 専 攻 長	小 野 瀬 雅 人	20.4.1～21.3.31	
5-2-(4)	コ ー ス 長	兼 松 儀 郎	20.4.1～21.3.31	学校・学級経営コース
5-2-(4)	コ ー ス 長	山 下 一 夫	20.4.1～21.3.31	学校臨床実践コース
5-2-(4)	コ ー ス 長	村 川 雅 弘	20.4.1～21.3.31	授業実践・カリキュラム開発コース
5-2-(4)	コ ー ス 長	葛 上 秀 文	20.4.1～21.3.31	教員養成特別コース
5-2-(5)	教 授	木 内 陽 一	20.4.1～21.3.31	人間教育専攻
5-2-(5)	教 授	島 田 恭 仁	20.4.1～21.3.31	特別支援教育専攻
5-2-(5)	教 授	米 澤 義 彦	20.4.1～21.3.31	教科・領域教育専攻
5-2-(6)	学 長 補 佐	草 下 實	20.4.1～21.3.31	学長指名

【計 11人】

鳴門教育大学大学院学校教育研究科高度学校教育実践専攻運営組織規程

(自己点検・評価委員会)

第5条 自己点検・評価委員会は、実践専攻に係る教育の質の向上や改善等についての評価を統括し実施する。

2 自己点検・評価委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 教育研究担当理事
- (2) 実践専攻専攻長
- (3) 実践専攻副専攻長
- (4) 実践専攻各コース長
- (5) 人間教育専攻、特別支援教育専攻、教科・領域教育専攻の教育を担当する教員各1人
- (6) 学長が必要と認めた者

3 前項第5号及び第6号に規定する者の任期は、1年とする。ただし、欠員を生じた場合の者の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前項に規定する者は、再任されることができる。

5 自己点検・評価委員会に委員長を置き、委員長は、実践専攻専攻長をもって充てる。

(出典 委員会名簿)

2 「長所として特記すべき事項」

- ①「教職大学院カリキュラム開発チーム」には、四国4県の教育委員会関係者を構成員とするなど徳島県はもとより、四国4県の教育委員会との連携構築を推進している。
- ②「教職大学院コラボレーションオフィス」を設置し、教育委員会・学校との円滑な連携調整を行う体制を整備し、機能させている。

第9章 基準9：教育の質の向上と改善

1 基準ごとの分析

基準 ○教育の状況等について点検・評価し、その結果に基づいて改善・向上を図るための体制が整備され、取り組みが行われており、機能していること。

【基準に係る状況】

教職大学院において、平成20年度より、日本教育大学協会教職大学院認証評価機関の基準に従い、組織的に自己点検・評価を実施している。資料9-1-1(要項)の自己点検・評価委員会を設置し、平成20年度の自己点検・評価を実施し、平成21年9月に報告書を出した(資料9-1-2)。平成21年度は、教員養成評価機構の基準に従い、自己評価を毎年実施し、教育の質の向上と改善に努めている。

学生からの意見聴取として、授業評価を全ての科目において実施している。評価結果を「FD委員会」で分析し、3段階で評価するとともにコメントを付して次年度の授業改善のためにフィードバックし、個々の教員に改善を促すことで教育の質の向上、改善のための取組を組織的に行っている(貼付資料9-1-3)。

資料9-1-3 「『教職大学院授業評価アンケート調査の集計・分析』に対する『FD委員会』からのコメントについて」

専攻会議資料 2008年12月24日

**「教職大学院授業評価アンケート調査の集計・分析」に対する
「FD委員会からのコメント」について**

教職大学院FD委員会

1. 「FD委員会からのコメント」の基本的な考え方

○今後も「FD委員会からのコメント」は継続するので、主観性を排除し、できる限り客観性があり、かつ改善の方向性がみえるコメントとする。

① コメントの内容は、A,B,Cの「3段階評価」とし、3段階それぞれの内容を文章で示す。

② B,C評価の場合は、必要に応じて、改善の具体的内容を記した追加コメントを付すことができる。

2. 「3段階評価」の内容と判定基準

(1) 内容

A 受講生の授業評価、授業者の自己評価をみると、授業の目的を十分達成していると判断できます。今後も、シラバスにしたがって授業を進めてください。

B 受講生の授業評価、授業者の自己評価をみると、授業の目的を概ね達成していると判断できます。受講生と授業者の評価結果を踏まえ、授業の目的を十分達成できるよう、課題として指摘のあった授業内容・授業方法を検討し、必要な改善を図った上で今後の授業を行ってください。

C 受講生の授業評価、授業者の自己評価をみると、授業の目的を達成できていないと判断できます。受講生と授業者の評価結果を踏まえ、授業の目的を十分達成できるよう、課題として指摘のあった授業内容、授業方法を十分に検討し、改善を図った上で今後の授業を行ってください。

(2) 判定基準

A アンケート18項目の全てにおいて、2と1の回答者数が、全回答者数の20%未満である。

B アンケート18項目中の1～数項目(5項目程度)で、2と1の回答者数が全回答者数の20%以上である。

C アンケート18項目中の数項目(5項目程度)以上で、2と1の回答者数が全回答者数の20%以上である。

(出典 専攻会議資料)

学生からの授業評価の他、教職大学院の教育方法、カリキュラム、学習環境等については、定期的に意見交換会を開催し、学生からの意見を聴取するとともに、専攻会議で報告の上、改善策を検討する等、教育状況等の改善・向上に努めている。

また、シンポジウム、公開授業(貼付資料9-1-4)を開催することで、学外関係者(教職大学院を開設している大学の関係者、教育委員会の関係者等)の意見や専門職域に係わる社会のニーズを調査し、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映している。平成21年度は、「専門職大学院等における高度専門職業人養成教育推進プログラム」(テーマ:教職大学院の実習等のFDシステム共同開発)を兵庫教育大学、上越教育大学と連合で受け、その成果発表と併せて実施した。

教育内容について、平成21年度、教職大学院としての到達目標を設定し、それに基づくカリキュラムの体系化を図ることとした(資料9-1-5:体系化表)。また、学生からの意見聴取などを重ね、カリキュラムの見直しを議論し、平成22年度より新カリキュラムを導入することとなった。

以上より、教育の状況等について点検・評価し、その結果に基づき改善・向上を図るための体制を整備している。

資料9-1-4 平成21年度版に差し替え



平成20年度 鳴門教育大学
教職大学院「授業公開・授業検討会」

平成20年4月に設置しました本学大学院学校教育研究科高度学校教育実践専攻（教職大学院）では、幅広い視点と確かな理論、豊かな実践力を有する教員を育成するため、理論的学習と実践的・臨床的学習を段階的に進展させる教育課程を構築するとともに、学校の教育活動や学校経営の改善等に連動した教育、実務家教員と研究者教員の協働による教育指導を展開しています。

「授業公開・授業検討会」では、本学教職大学院における授業内容等を公開するとともに、「理論と実践の融合」を意識した教育内容及び教育方法等の在り方について検討を行います。

平成20年
11月29日(土)
鳴門教育大学
講義棟

◇プログラム

10:00	受付	
10:20	公開授業Ⅰ 共通科目 「学校カリキュラムの開発」 担当：村川雅弘 教授	3階 B308
11:50	休憩	
13:10	公開授業Ⅱ コース別選択科目	
	①学校・学級経営コース 「家庭・地域との連携構築に関する事例研究」 担当：岩永 定 教授、大西 宏 准教授	2階 B202
	②学校臨床実践コース 「生徒指導・教育相談の実際と課題」 担当：山下一夫 教授、小坂浩嗣 准教授 佐藤 亨 准教授、末内佳代 講師	B203
	③授業実践・カリキュラム開発コース 「教材教具の開発演習」 担当：小野瀬雅人 教授、西村公孝 教授 廣瀬隆司 准教授	B205
	④教員養成特別コース 「学級経営実地演習」 担当：藤原伸彦 准教授、豊成 哲 准教授	B206
14:40	休憩	
15:00	授業検討会 「教職大学院のカリキュラムの改善に向けて」 司会：山下一夫 学長補佐 パネラー：小野瀬雅人 教授、久我直人 准教授 他、院生、教育委員会関係者	1階 B101
17:00		

(出典 平成20年度鳴門教育大学教職大学院「授業公開・授業検討会」パンフレット)

基準 ○教職大学院の担当教員等に対する研修等、その資質の向上を図るための組織的な取り組みが適切に行われていること。

【基準に係る状況】

個々の教員は、授業の質の向上を図るため、前期授業の評価の結果に基づき、それぞれの後期授業及び次年度の教育内容・教育方法等について改善を図ることとしている。

また、教職大学院にふさわしい教育課程、教育内容、教育方法等とするため、「FD委員会」、「コース会議」、「専攻会議」等を開催し、教育方法等の改善に取り組んでいる。なお、これらの委員会等で検討した結果は、「授業公開・授業検討会」において公表している（貼付資料9-2-①）。

資料9-2-① T.T.の取り組みの報告に修正

■教職院・授業検討会「教職大学院のカリキュラム改善に向けて」

2008年11月29日

学習者のニーズを踏まえた教職院のカリキュラム改善
—「授業評価」の結果から—

小野瀬 雅人

- 本年度よりスタートした教職大学院の前期に実施した「共通科目」10科目の「授業評価」結果は、「概ね良好」と判断できる。
⇒10科目中7科目で満足度が高い結果を得ている。
※しかし、カリキュラムの改善にあたっては、目標・内容・方法の評価がどうであったかを丁寧に考察することが必要。
- そこで、今回は、その第一歩として、受講者が「カリキュラム（授業内容）」について行った評価と、実際にその内容の授業を受けたあとの「満足度」の評価を比較し、その結果から教職大学院のカリキュラム改善の方策を考えたい。
- 「授業概要の授業計画の適切性」「満足度」の評価結果と授業方式の関連性
 - ・共通科目は、10科目中2科目を除きカリキュラム評価は高い。
しかし、授業の「満足度」をみると、
カリキュラム評価（授業概要の授業計画の適切性）」より 高い科目：4科目
…と同じ科目：1科目
…より 低い科目：5科目
⇒ 授業方法の改善が必要
 - ・授業満足度と授業方式の関係をみるため、分担（単独）の回数が多い科目とTTの回数の多い科目で比較してみると、関連性はみられなかった。
- コーディネーション機能の強化が課題
⇒ 教職院の授業を担当する教員チームをまとめ、調整していくコーディネータが必要。
 - ①授業評価情報から受講者の状況を適切に判断できる能力
 - ②状況判断の妥当性を検討するための専門的知識
 - ③状況判断の結果に基づき教員チームの他の教員や担当科目運営に関する権限とチーム形成能力
 - ④円滑な人間関係を築きながら目標達成のための話し合いを行う能力
- 各科目ごとにコーディネータを置き、上記の機能を果たせるよう改善を図る一方、FDも積極的に行う必要がある。

(出典平成20年度鳴門教育大学教職大学院『授業公開・授業検討会』資料)

ファカルティ・ディベロップメントについては、学生や教職員のニーズを反映させるために、前述のように制度を確立し、組織的に活動している。特に、実務家教員と研究者教員の相互の連携・意思疎通を図るために授業の計画、実施、評価の各段階で打ち合わせを行っている。

本専攻での実習は、原則として、研究者教員と実務家教員がペアを組み、指導を行っている。その中で、研究者教員の持つ理論的な知見と、実務家教員の持つ実践的な知見を融合させ、院生の実習の成果を高めるとともに、研究者、実務家教員相互の知見を学び合う機会となり、充実が図られている。

以上より、担当教員の研修等、その資質の向上を図るための組織的な取組を適切に行っている。

2 「長所として特記すべき事項」

本専攻では、教職大学院全体として、教育の質を保証するとともに、その改善について、学生、教育委員会、学校関係者の意見も踏まえ進めていくため、教職大学院としての到達目標を定め(資料 9-3-1：到達目標)、その到達を保障するカリキュラムの体系化を進めている。学生に対しては、到達目標に対する自己評価を行わせ(2年間で5回)、その結果に基づいて、各自、それ以後の学習の課題設定を行っている。また、日々の学習の成果については、週録として報告し、主に指導教員がその状況を確認している。

大学教員は、開設科目と到達目標を関連づけ、その観点について、院生それぞれを評価し、その結果を院生に通知するとともに、学生の授業評価と対応させ、授業改善を進めている。教育委員会および学校関係者に対しては、実習における学生の状況を到達目標と関連づけて評価することを求め、その結果を基に、大学側として、教育成果の検証に活かすこととしている(資料 9-3-2, 3：教育委員会、学校向けアンケート調査用紙)。大学教員、学生、教育委員会等の意見について、到達目標とそれに準拠したカリキュラムのもと集約することで、組織的かつ効率的に教育の質の改善を図ることが可能となっている。この点について、連携協力校、教育委員会の評価も高く、本専攻の特記すべき特徴といえる。

基準領域10 教育委員会及び学校との連携

1 基準ごとの分析

基準10-1 A

○教職大学院の目的に照らし、教育委員会及び学校等との連携する体制が整備されている。

[基準に係る状況]

連携のための組織と活動状況：教育委員会及び学校との連携を推進するため、本専攻の運営組織に、「教職大学院カリキュラム開発チーム」、「教職大学院連携協力校運営チーム」を設置するとともに、連携に係る連絡調整を円滑に遂行するため「教職大学院コラボレーションオフィス」を設置し、教育委員会及び学校との連携構築のための体制を整えている（「[運営組織図](#)」、「[鳴門教育大学大学院学校教育研究科高度学校教育実践専攻運営組織規程](#)」、「[鳴門教育大学教職大学院コラボレーションオフィス規程](#)」参照）。「教職大学院カリキュラム開発チーム」（以下単に「開発チーム」と称する）は本専攻のカリキュラム、教育内容、教育方法等に関して、教育委員会サイドからの意見を聴取することを主たる目的とするものである。平成21年度の構成メンバーは、徳島県以外にも四国各県からの現職教員派遣を定常的に受け入れていることを勘案し、徳島県、香川県、愛媛県、高知県の各教育委員会の関係者と、本学関係者によって構成している。平成21年度については、教育委員会からの委員には、授業公開時における授業参観を行っていただき、その後のチーム会議を開催した。会議では、主として本専攻における教育の到達目標とそれに基づく大学院生の中間評価のデータを説明して、本学教職大学院におけるカリキュラム、教育内容、教育成果等に関する教育委員会関係者からの意見聴取を行った（「[カリキュラム開発チーム会議資料](#)」参照）。この会議で提示されたデマンドサイドからの要望については、専攻会議で専任教員に報告されるとともに、到達目標の見直し等の議論に反映されている。連携協力校運営チームは、主として、新人教員の養成のための実習の運営を連携して遂行することをねらいとしており、鳴門市教育委員会の代表者、及び鳴門市校長会の代表者及び本学関係者から構成している。平成20年度においては、新人教員養成のための実習の実施状況について説明を行い、来年度の実習の実施計画について、教育委員会、学校関係者からの意見聴取を行っている。実習生の大学におけるより綿密な指導の必要性などが指摘され、この点については、大学側の指導の見直しを行っている（「[連携協力校運営チーム会議資料](#)」参照）。また、教職大学院コラボレーションオフィスにおいては、教育委員会の実務経験のあるスタッフ（チーフコーディネータ）と専任教員から選出されたコーディネータを配置し、主として現職教員の勤務校実習、鳴門市、藍住町、北島町、松茂町で展開している新人教員養成のための実習等に関して、教育委員会、学校等との日常的に緊密な連絡調整を行っている。

さらに、平成20年度から徳島県教育委員会との間で、「教員人材育成連絡協議会」を新たに設置し、教職大学

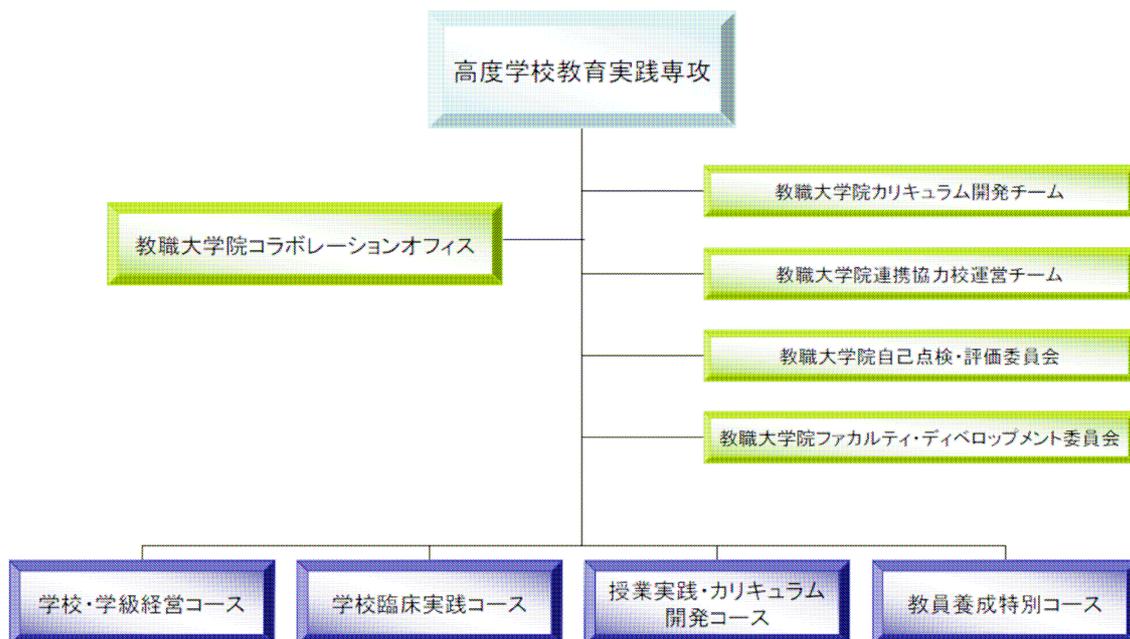
院への現職教員の派遣，ならびに修了生の処遇等に関して協議を行っている（「**教員人材育成連絡協議会**」設置要項，事務局会議資料参照）。

[特記すべき事項]

本専攻では，教職大学院の教育に関する連携だけでなく，鳴門市，藍住町，北島町，松茂町の各連携協力校を主たる対象に，学校経営に関する支援を行う組織的活動を展開し，学校と教職大学院の連携の強化をはかっている。（「**学校改革支援チーム**資料」参照）

《資料》

【教職大学院運営組織図】



【運営組織に関する規則】

鳴門教育大学大学院学校教育研究科高度学校教育実践専攻運営組織規程

鳴門教育大学大学院学校教育研究科高度学校教育実践専攻運営組織規程

平成20年3月26日

規程第67号

改正平成21年3月31日規程第34号

(趣旨等)

第1条 この規程は、鳴門教育大学教育研究組織規則（平成20年規則第2号。以下「規則」という。）第15条の規定に基づき、大学院学校教育研究科高度学校教育実践専攻（以下「実践専攻」という。）の運営を有機的かつ効果的に行うための運営組織について定める。

2 実践専攻の運営は、鳴門教育大学教職大学院コラボレーションオフィス規程（平成20年規程第69号）に規定する鳴門教育大学教職大学院コラボレーションオフィスと協同して行うものとする。

(運営組織)

第2条 実践専攻に、次に掲げる委員会等を置く。

- (1) 教職大学院カリキュラム開発チーム（以下「開発チーム」という。）
- (2) 教職大学院連携協力校運営チーム（以下「運営チーム」という。）
- (3) 教職大学院自己点検・評価委員会（以下「自己点検・評価委員会」という。）
- (4) 教職大学院ファカルティ・ディベロップメント委員会（以下「FD委員会」という。）（開発チーム）

第3条 開発チームは、実践専攻に係る教育課程の評価及び開発並びに教育方法等の評価及び改善等を行う。

2 開発チームは、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 教育研究担当理事
- (2) 実践専攻専攻長
- (3) 実践専攻副専攻長
- (4) 実践専攻各コース長
- (5) 徳島県教育委員会及び徳島県教育委員会の関係者
- (6) 学長が必要と認めた者

3 前項第5号及び第6号に規定する者の任期は、1年とする。ただし、欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前項に規定する者は、再任されることができる。

5 実践専攻専攻長は、開発チームの業務を統括する。

(運営チーム)

第4条 運営チームは、実践専攻に係る実習の企画・評価、指導方法の評価・改善並びに実習担当教員及び実習実施担当者に対するファカルティディベロップメント等を行う。

2 運営チームは、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 教育研究担当理事
- (2) 実践専攻専攻長
- (3) 実践専攻副専攻長
- (4) 教職大学院コラボレーションオフィス長
- (5) 教職大学院コラボレーションオフィスチーフコーディネーター
- (6) 教職大学院コラボレーションオフィスコーディネーター
- (7) 徳島県内教育委員会の関係者
- (8) 徳島県内連携協力校の関係者
- (9) 学長が必要と認めた者

3 前項第7号から第9号に規定する者の任期は、1年とする。ただし、欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

- 1 -

4 前項に規定する者は、再任されることができる。

5 実践専攻専攻長は、運営チームの業務を統括する。

(自己点検・評価委員会)

第5条 自己点検・評価委員会は、実践専攻に係る教育の質の向上や改善等についての評価を統括し実施する。

2 自己点検・評価委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 教育研究担当理事
- (2) 実践専攻専攻長
- (3) 実践専攻副専攻長
- (4) 実践専攻各コース長
- (5) 人間教育専攻、特別支援教育専攻及び教科・領域教育専攻の教育を担当する教員各1人
- (6) 学長が必要と認めた者

3 前項第5号及び第6号に規定する者の任期は、1年とする。ただし、欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前項に規定する者は、再任されることができる。

5 自己点検・評価委員会に委員長を置き、委員長は、実践専攻専攻長をもって充てる。

(FD委員会)

第6条 FD委員会は、実践専攻としての組織的な教育の質の維持・向上の取り組みを行う。

2 FD委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 実践専攻専攻長
- (2) 実践専攻副専攻長
- (3) 実践専攻各コースの教育を担当する教員各1人
- (4) 学長が必要と認めた者

3 前項第3号に規定する者の任期は、2年とし、同項第4号に規定する者の任期は、1年とする。ただし、欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前項に規定する者は、再任されることができる。

5 FD委員会の委員長は、実践専攻専攻長をもって充てる。

(チーム等の運営事務)

第7条 実践専攻に置く各チーム及び委員会の運営に関する事務は、必要に応じて経営企画本部及び教務部教務課が処理する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

- 2 -

鳴門教育大学教職大学院コラボレーションオフィス規程

鳴門教育大学教職大学院コラボレーションオフィス規程	
	平成20年3月26日 規程第 69 号
(設置)	
第1条	鳴門教育大学教育研究組織規則(平成20年規則第2号)第14条の規定に基づき鳴門教育大学教職大学院コラボレーションオフィス(以下「オフィス」という。)を置く。
(目的)	
第2条	オフィスは、鳴門教育大学教職大学院の円滑な実習運営等を行うことを目的とする。
(業務)	
第3条	オフィスは、次に掲げる業務を行う。 (1) 教職大学院における実習の運営等に関して、教育委員会、連携協力校及び現職教員勤務校(現任校)(以下「連携協力校等」という。)との連絡・調整に関すること。 (2) 連携協力校等における研修支援、研究支援に関する相談・企画の業務に関すること。 (3) その他教育委員会及び連携協力校等との連携に関すること。
(組織等)	
第4条	オフィスに、次に掲げる職員を置く。 (1) 鳴門教育大学教職大学院コラボレーションオフィス長(以下「オフィス長」という。) (2) 鳴門教育大学教職大学院コラボレーションオフィスチーフコーディネーター(以下「チーフコーディネーター」という。) (3) 鳴門教育大学教職大学院コラボレーションオフィスコーディネーター(以下「コーディネーター」という。) (4) 学長が必要と認めた者
2	オフィス長は、鳴門教育大学大学院学校教育研究科高度学校教育実践専攻長をもって充てる。
3	チーフコーディネーターは、教育現場での実務経験を有する者をもって充てる。
4	コーディネーターは、高度学校教育実践専攻の教育を担当する専任教員4人をもって充てる。
(任期)	
第5条	オフィス長、チーフコーディネーター及び学長が必要と認めた者の任期は、それぞれ1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の任期は、前任者の残任期間とする。
2	コーディネーターの任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の任期は、前任者の残任期間とする。
(職務)	
第6条	オフィス長は、オフィスの業務を統括する。
2	チーフコーディネーター及びコーディネーターは、オフィスの業務を処理する。 (オフィス会議)
第7条	オフィスに、第3条に掲げる事項を協議するため、オフィス会議(以下「会議」という。)を置く。
2	会議は、第4条に規定する職員をもって構成する。
3	オフィス長は、会議を招集し、その議長となる。
4	オフィス長に事故あるときは、チーフコーディネーターがその職務を代行する。 (構成員以外の者の出席)
第8条	議長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者を会議に出席させ意見を述べさせることができる。

(事務)	
第9条	オフィスの事務は、教務部教務課において処理する。
(運用)	
第10条	この規程に定めるもののほか、オフィスの運営等に関し必要な事項は、別に定める。
附 則	
	この規程は、平成20年4月1日から施行する。

【教職大学院カリキュラム開発チーム資料(21年度)】

カリキュラム開発チーム会議資料

平成20年11月29日

教職大学院カリキュラム開発チーム

鳴門教育大学教職大学院
カリキュラム開発チーム会議 次第

1 日 時 平成20年11月29日(土) 11時50分から13時

2 場 所 鳴門教育大学 人文棟6階 A3会議室

3 議事進行等

① 学長あいさつ

② 参加者紹介

③ 専攻長説明

本学教職大学院のカリキュラムの特色について
教職大学院1期生の状況について
実習指導について

④ 意見交換

4 配付資料

- ① 本学教職大学院ガイドブック
- ② 教職大学院カリキュラム開発チーム名簿
- ③ 鳴門教育大学教職大学院の教育目標とカリキュラムの体系化(第1案)
- ④ 現職教員の実習課題一覧
- ⑤ 実習指導のスケジュール

5 回覧資料

- ① 教職大学院院生の週間ポートフォリオ(毎週の学習記録)
- ② 前期分授業評価結果

規則の根拠	職 員		任 期	備 考
	職 名	氏 名		
3-2-(1)	理 事	田 中 雄 三		教育研究担当理事
3-2-(2)	専 攻 長	佐 古 秀 一	20.4.1~21.3.31	
3-2-(3)	副 専 攻 長	小 野 瀬 雅 人	20.4.1~21.3.31	
3-2-(4)	コ ー ス 長	兼 松 儀 郎	20.4.1~21.3.31	学校・学級経営コース
3-2-(4)	コ ー ス 長	山 下 一 夫	20.4.1~21.3.31	学校臨牀実践コース
3-2-(4)	コ ー ス 長	村 川 雅 弘	20.4.1~21.3.31	授業実践・カリキュラム開発コース
3-2-(4)	コ ー ス 長	葛 上 秀 文	20.4.1~21.3.31	教員養成特別コース
3-2-(5)	教 職 員 研 修 課 長	北 岡 晃	20.4.1~21.3.31	徳島県立総合教育センター
3-2-(5)	義 務 教 育 課 長	藤 本 泰 雄	20.4.1~21.3.31	香川県教育委員会
3-2-(5)	愛 媛 県 教 育 課 長 補 佐	奥 田 和 司	20.4.1~21.3.31	愛媛県教育委員会(指導部)
3-2-(5)	教 職 研 修 部 長	野 村 能 教	20.4.1~21.3.31	高知県教育センター

【計 11人】

鳴門教育大学大学院学校教育研究科高度学校教育実践専攻実習指導課様
(開発チーム)

第3条 開発チームは、実習専攻に係る教育課程の評価及び開発並びに教育方法等の評価及び改善を行う。

2 開発チームは、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 教育研究担当理事
- (2) 実践専攻専攻長
- (3) 実践専攻副専攻長
- (4) 実践専攻各コース長
- (5) 徳島県教育委員会及び各道県県教育委員会の関係者
- (6) 学長が必要と認めた者

3 前項第5号及び第6号に規定する者の任期は、1年とする。ただし、欠員を生じた場合の者の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前項に規定する者は、再任されることできる。

5 実践専攻専攻長は、開発チームの業務を統括する。

鳴門教育大学「教職大学院カリキュラム開発チーム会議」(第1回) 議事要録

1 日 時 平成21年11月28日(土) 12時25分~13時30分

2 場 所 鳴門教育大学 人文棟6階「A3会議室」

3 出 席 者 高橋学長、田中理事、佐古専攻長、兼松コース長、葛上コース長、
佐藤准教授(山下コース長の代理)、西村教授(村川コース長の代理)
徳島県立総合教育センター：西原芳人 教職員研修課長
香川県教育委員会：藤本泰雄 義務教育課課長
愛媛県教育委員会：越前眞次 義務教育課課長補佐
高知県教育委員会：永野隆史 小中学校課課長

4 欠 席 者 小野瀬副専攻長

5 陪 席 者 藤枝チーフコーディネーター、此枝教務課長、中内教育支援チームチーフ

議事に先立ち、学長から、教職大学院カリキュラム開発チーム会議開催にあたっての挨拶があり、続いて出席者より自己紹介があった。

5 議 事 等

◎ 教職大学院の教育課程・教育方法等について

専攻長から、資料に基づき、本学教職大学院における人材養成像に即したコース設定及び到達目標、教育方法の基本方針、教育課程の構造、実習指導体制、到達目標に関する勤務校校長及び教育委員会へのアンケート結果等について説明の後、到達目標、修了後の処遇、教育委員会・学校との連携強化にあたっての方策等について委員から率直な意見を伺いたい旨の提案があった。

引き続き、各委員より以下のような意見等が出された。(○：大学、●教育委員会)

- 学校現場、教員の現状を見ると、同僚、生徒、保護者、地域等との「人間関係調整力」が重要であると感じる。また、現場では「組織内でのマネジメント力」も必要であり、教職大学院を通じて、学校全体の組織活性化を期待している。
- 教員の研修は、キャリア・年齢・ステージ毎に構成されることが望ましい。
- リーダー教員としての資質としては、「学校改善指導力」が重要だと考える。特に共通科目内で資質の涵養を図っていただきたい。
- 共通科目、コース別選択科目で受講内容に重複がないか、確認願いたい。
- 一部、授業内容に重複が見られる。院生側からも意見があり、現在、これらの改

善を含めて、次年度以降のカリキュラム改編に着手している。

- 2年次4月から勤務校での「課題分析実習」が開始されるが、できれば同科目は1年次後期から実施するよう編成して欲しい。

○ カリキュラム改編にあたって実習時期等についても検討したが、1年間で履修登録上段が38単位であること、基本となる共通科目の履修方法、さらに実習実施までの流れ(勤務校での現状課題の抽出の後、実習課題・実習計画を設定し、1年間を通じた実習実施に移ること)等から勘案し、同科目は次年度も4月からの実施とすることでご理解頂きたい。なお、学校現場の現状等を分析するため、「アセスメントレポート」を作成しているが、カリキュラム改編に伴い、これを「学校アセスメント実習」として科目設定する。

- 修了生の処遇(昇任、昇給等)については、修了生の学びの成果を確認した上で、適切に対処したいと考えている。

● 教職大学院に対しては、スクールリーダー教員の育成を大いに期待しており、コミュニケーション(協調性)や、学校改善・分析力を最も重視している。

- 到達目標に準拠した院生の自己評価については、各人が目標とすべき領域において値が伸びていればよいと考える。また、到達目標と実習課題とのマッチングについても配慮頂きたい。

● 到達目標として設定されている3領域(教育的人間力、教育実践指導力、学校改善指導力)はいずれも重要で、現職教員としてバランスよく修得できればよいと考えている。

- 現状においても、大学院修了後の現職教員は、現場において中核的教員として活躍している。今後、人事評価への反映も含めて、修了後の処遇についてはさらに検討していきたい。また、現職教員の派遣については、国からの定数削減(地元の大学院や研修センター等への派遣も含め)等、厳しい状況にある。教育委員会としても、派遣のあり方について戦略的観点から今後、検討していきたい。

以上の意見交換の後、専攻長から、今回出された意見を基に、到達目標及びカリキュラムの改訂等に反映すること、2年次生の学修成果に関する評価にあたっては、大学と教育委員会・連携協力校と共同で行うとともに、修了後も継続的な評価にあたりたい旨、説明があった。

以 上

【連携協力校運営チーム資料（21年度）】

「連携協力校運営チーム会議資料」

鳴門教育大学「教職大学院連携協力校運営チーム会議」（第1回）

資料1

1. 日時 平成21年2月27日（金） 9:30～10:20
2. 場所 本部棟2階「特別会議室」
3. 議題 (1) 連携協力校運営チームについて
(2) 今年度の鳴門市における実習について
(3) 来年度の鳴門市の実習について
(4) その他
4. 配付資料
- 資料1 鳴門教育大学「教職大学院連携協力校運営チーム」名簿
- 資料2 平成20年度鳴門市における実習実施状況
- 資料3 平成21年度鳴門市における実習実施計画(案)
- 資料4 教員養成特別コース実習の流れ

教職大学院連携協力校運営チーム

規則の根拠	職 員		任 期	備 考
	職 名	氏 名		
4-2-(1)	理 事	田 中 雄 三		教育研究担当理事
4-2-(2) 4-2-(4)	専 攻 長 オ フィ ス 長	佐 古 秀 一	20.4.1～21.3.31	
4-2-(3)	副 専 攻 長	小 野 雅 人	20.4.1～21.3.31	
4-2-(5)	チーフ コ ー デ ィ ネ ー タ ー	藤 枝 博	20.4.1～21.3.31	
4-2-(6)	コ ー デ ィ ネ ー タ ー	久 我 直 人	20.4.1～22.3.31	学校・学級経営コース
4-2-(6)	コ ー デ ィ ネ ー タ ー	小 坂 浩 嗣	20.4.1～22.3.31	学校臨床実践コース
4-2-(6)	コ ー デ ィ ネ ー タ ー	川 上 綾 子	20.4.1～22.3.31	授業実践・カリキュラム開発 コース
4-2-(6)	コ ー デ ィ ネ ー タ ー	葛 上 秀 文	20.4.1～22.3.31	教員養成特別コース
4-2-(7)	主 査 ・ 指 導 主 事	阿 部 隆 博	20.4.1～21.3.31	鳴門市教育委員会 (学校教育課)
4-2-(8)	学 校 長	武 市 良 博	20.4.1～21.3.31	鳴門市第一小学校

【計 10人】

鳴門教育大学大学院学校教育研究科高度学校教育実践専攻運営組織規程
(運営チーム)

- 第4条 運営チームは、実践専攻に係る実習の企画・評価、指導方法の評価・改善並びに実習担当教員及び実習実施担当者に対するファカルティ・デベロップメント等を行う。
- 2 運営チームは、次の各号に掲げる者をもって組織する。
- (1) 教育研究担当理事
 - (2) 実践専攻専攻長
 - (3) 実践専攻副専攻長
 - (4) 教職大学院コラボレーションオフィス長
 - (5) 教職大学院コラボレーションオフィスチーフコーディネーター
 - (6) 教職大学院コラボレーションオフィスコーディネーター
 - (7) 徳島県内教育委員会の関係者
 - (8) 徳島県内連携協力校の関係者
 - (9) 学長が必要と認めた者
- 3 前項第7号から第9号に規定する者の任期は、1年とする。ただし、欠員を生じた場合の者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 前項に規定する者は、再任されることができる。

- 1 日 時 平成21年 2月27日(金) 9時30分～10時25分
- 2 場 所 鳴門教育大学 本部棟3階「特別会議室」
- 3 出席者 田中理事、小野副専攻長、藤枝チーフコーディネーター、
久我コーディネーター、小坂コーディネーター、葛上コーディネーター
鳴門市教育委員会:阿部隆博 学校教育課主事・指導主事
鳴門市第一小学校:武市良博 校長
- 4 欠席者 佐古専攻長(兼:教職大学院コラボレーションオフィス長)、
川上コーディネーター
- 5 陪席者 大瀬教務課長、中内教育支援チームチーフ

議事に先立ち、田中理事から、教職大学院連携協力校運営チーム会議開催にあたっての挨拶があった。

6 議 題

(1) 連携協力校運営チームについて(資料1)

田中理事から、資料1に基づき、教職大学院連携協力校運営チーム会議の趣旨について説明の後、出席者より自己紹介があった。

(2) 今年度の鳴門市における実習について(資料2)

葛上コーディネーターから、資料2に基づき、教員養成特別コースにおける今年度の実習実施状況について説明の後、各委員より以下のような意見等が出された。

(○:大学、●教育委員会、連携協力校)

- 後期から実施した実習3科目(授業熟達実習、学級経営基礎実習、児童理解実習)は、段階的に実施したのか。
- 学校現場においては、授業構成、学級運営、児童理解等が常に一体となって運営されていることから、段階的に実習を行いつつ、授業力、学級経営力、児童理解力の向上にあたっては同時並行的に修得するよう取り組んだ。
- 教員は現場経験を通じて学んでいくことが重要である。特に実習生が責任感を持ち、授業理解、児童理解等に主体的に取り組む姿勢が必要である。そのためにも、

大学の講義等で学んだこと(理論)と教育現場での経験(実践)との連携にさらに努力してもらいたい。

- 今年度の実習生は、学部時代における教育実習の経験が浅い者が多かったのか。
- 私立大学出身者の中には、教員養成の観点から学生の質、或いは実習にあたっての意識の低さも問題としてあった。
- 実習校側とすれば、指導案の作成や授業の進め方等、実習生に対する指導が時間的にも、またメンター教員の負担増ともなることから、対応が難しい。
- 各校のメンター教員とは、実習指導の打合せを2回行ったが、いずれも厳しいご意見を伺っている。学部生への指導以上にご負担をおかけした。今後、コース内で大学教員による指導の充実について検討し、改善を図る。
- 実習生が副担任的に学校現場に関わることで、実習生が豊かに学び、学校現場にも貢献し、児童・生徒が喜ぶような仕組みを構築していくことが重要である。

以上の意見交換の後、今年度の実施状況並びに実習校側からの意見等を踏まえ、大学側で来年度に向けた実習指導の改善策を検討の上、あらためて改善策に対する意見を伺うこととした。

(3) 来年度の鳴門市の実習について(資料3～資料4)

葛上コーディネーターから、資料3及び資料4に基づき、来年度の教員養成特別コースにおける実習実施計画について説明の後、各委員より以下のような意見等が出された。(○:大学、●教育委員会、連携協力校)

- 実習の日録等を見ると、メンター教員からの厳しい意見も見受けられる。各担任によって個性もあるが、これらの意見に対する実習生の受け止め方も課題となる。
- 批判的な意見を受け止めつつ、どのように学びを向上させるか、大学教員としても対応するようにしたい。
- 2年次の実習は、学校現場が多忙な4月から実施される。実習生が共同して働く姿勢が大事である。
メンター教員からの批判的な意見に対しては、実習生側が持つ疑問等を含めて、メンター教員との双方向の繋がり(コミュニケーション)を重視し、学びの内実を整理し、深めていくよう、大学側も対応したい。
- 実習生は疑問に感じたことを述べるだけでなく、自ら対応策を示すことも必要である。また、実習生自身が、何を学んだかの整理が出来ていないので、大学教員がこの点も指導していく。

以上の意見交換の後、来年度の大学院1年次生の実習については、入学者の確定後、実習校の決定にあたって、あらためて鳴門市教育委員会等へ相談することとした。

【教員人材育成連絡協議会資料】

「教員人材育成連絡協議会」設置要項、事務局会議資料

《 資料2 》

徳島県教育委員会と鳴門教育大学との
「教員人材育成連絡協議会」の設置要項（案）

- 1 本会の名称
本会は、徳島県教育委員会と鳴門教育大学との「教員人材育成連絡協議会」（仮称）と称する。（以下「教員人材育成連絡協議会」という）
- 2 設立の趣旨
鳴門教育大学教職大学院の設立に伴い、徳島県教育委員会では現職教員の選考並びに派遣等につきご配慮を頂いている。
文部科学省では、教職大学院の実態調査をはじめ、定員確保の方策等についてヒアリングを実施し、県教育委員会との連携強化を深めて教員の人材育成を図る旨の指導を受けているところである。教育の変革が求められる中で、この度、徳島県教育委員会と鳴門教育大学は、徳島県の教員の人材育成の在り方等を検討する協議会を設立するものである。
本協議会は、教職大学院等を活用した教員の人材育成の在り方について相互理解を深め、本県教員の資質・力量の向上を図り、本県教育の活性化につながる方策を検討するものである。

3 委員の構成

役 職	徳島県教育委員会	役 職	鳴門教育大学
教 育 長	福家 清司	学 長	高橋 啓
教育次長	井上 京子	理 事	田中 雄三
教育次長	長谷川道雄	理 事	村田 博
〔 事務局会議の委員 〕			
教職員課長	上田 教夫	専攻長	佐古 秀一
教職員課主幹 (小中学校担当)	木津 正憲	学長補佐 (教育連携)	山下 一夫
教職員課主幹 (県立学校担当)	山口 寛	コース長 (教員養成特別)	葛上 秀文
〃人材育成担当 (統括管理主事)	中川 隆彦	チーフコーディネーター (教職大学院)	藤枝 博

- 4 会 議
(1) 本会の会議は、「教員人材育成連絡協議会」と「事務局会議」で構成する。
(2) 会議の開催は、次のとおりとする。
① 教員人材育成連絡協議会は、年度初めと終わりの年2回程度とする。
② 事務局会議は、必要に応じて随時開催する。
- 5 協議事項
(1) 教職大学院等を活用した徳島県の教員の人材育成の在り方について
(2) 教職大学院等への現職教員の派遣並びに処遇について
(3) 教職大学院等の市町村教育委員会、学校への情報提供等について
(4) その他
- 6 事務局担当
(1) 徳島県教育委員会教職員課主幹(小中学校担当) 木津正憲 (TEL 088-621-3129)
(2) 教職大学院コラボレーションオフィス 担当 中内英雄 (TEL 088-687-6598)

【学校改革支援チーム資料】

パンフレット等の資料を添付して下さい。

(基準の達成状況についての自己評価：A)

教育委員会及び学校との間で協議する組織の設置（観点10-1-1）、その運営，ならびに教育活動等への充実・改善への反映(10-1-2)，及び現職教員の派遣，修了者の処遇等に関する協議機関の設置と運営，がいずれも実現されている。さらに，学校経営上の諸問題の解決に関する連携協力校との間での連携構築なども展開しており，基準領域10は十分に満たしている。